

# 配当に関する税制の在り方

—みなし配当と本来の配当概念との統合の観点から—

小 山 真 輝

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 授 〕

## 要 約

### 1 研究の目的（問題の所在）

現行の配当に関する税制については、例えば、個人の配当控除制度や法人の受取配当等益金不算入制度においては、法人税と所得税との間に二重課税排除の調整をするという時代は古きに過ぎ去る状況にある。このような税制の下、会社法の施行に対応する税制改正により、従前の「利益の配当」は「剰余金の配当」という概念に整理された上、所要の税制改正が行なわれた。

その際、「本来の配当」規定のほかにも「みなし配当」規定があり、株式会社発行人が一定の自己株式の取得等を行う場合には配当所得・受取配当等とみなされているが、新たな概念である「剰余金の配当」のうち「資本剰余金の額の減少を伴うもの」は、「本来の配当」規定の区分ではなく「みなし配当」規定の区分に属するものとされている。すなわち「剰余金の配当」自体がその原資に着目した区分によって分断され、それぞれの規定を適用する改正が行なわれたのである。

ところで、会社法に対応する配当税制が施行された後、課税実務上、剰余金の配当に関する支払事務について源泉徴収手続の相違が生じた。「資本剰余金を原資とする配当」について、本来、新税制上の「みなし配当」規定を適用し、資本金等に対応する部分の金額とみなし配当に当たる部分の金額とを区分した上で、後者の部分に源泉徴収を行い、株主に対する交付金額を決定しなければならない案件に対して、従前の課税実務を踏襲し、その配当金の全額を「本来の配当」に該当するものと認識して過大に源泉徴収を行ってしまったものである。

さらには、新たな配当概念に即して適用すべき規定が区分された後、例えば、「資本剰余金を原資とする配当」の支払形態等によっては、新たな規定を適用する上での戸惑いも見受けられるところである。

そのような戸惑い等が生じている中、果たして会社法上の「剰余金の配当」という一つの固まりに対して、新たな切分けにより適用すべき規定が分断さ

れてしかるべきものなのか、資本の払戻しと利益の配当とを区分するという重要な場面における切分け手法が適切なものであるのか、疑問が生じたところである。

そこで、問題発掘的立場に立ち、既往の研究における自己株式のみなし配当に関する問題解決の糸口の一つとして、みなし配当と本来の配当概念とがどのように区分又は統合されるべきかの観点から、資本剰余金による「配当」の切分けに問題がないかを課税実務面も含めて研究するものである。

## 2 研究の内容

### (1) 資本剰余金を原資とする配当の取扱い

平成13年の商法改正（議員立法）において認められた「資本準備金を原資とする配当」については、商法上、利益の配当のに基づき支払われるものであることから、税制上の手当ではなく、課税実務上、その全額が利益の配当として取り扱われてきた。上記の源泉徴収手続の相違は、この従前の取扱いが浸透しつつある中、会社法施行下における「資本剰余金を原資とする配当」が税制上の「みなし配当」規定で律せられ、按分計算（プロラタ計算）の対象となることとの間にギャップが生じたことによるものであった。

### (2) 新たな配当概念に関する戸惑いと法令適用に当たっての考え方

イ 株式発行人の行う「剰余金の配当」に関する法令適用に当たっての解釈については、一般的に私法上の借用概念が適用され、通常、会計処理上の「その他利益剰余金」が原資である場合には「本来の配当」たる配当所得・受取配当等とされ、これに対して、会計処理上の「その他資本剰余金」が原資である場合には「みなし配当」とされる。

この点については、例えば、これらの剰余金の双方が混合して同時に分配された場合の適用関係について、配当額の算定過程等を用いて明確に示された文献が見当たらないことから、一部に戸惑いも見受けられる。すなわち、混合同時配当の適用に関して2つの考え方があり、そのうち

の部分的に区分する考え方を前提とした表記が示され、その適用関係に疑問が呈されているのである。しかしながら、その両者の考え方には根本的な差異があり、みなし配当の額自体に変動が生ずることとなるため、改めて適用関係を明確にする必要がある。

ロ 具体的には、一つ目の考えである「①全額にみなし配当規定を適用する考え」に則した場合は、会社計算に基づく「その他資本剰余金」の額を分子として税法基準である資本金等の額等を当てはめると、資本金等に対応する部分の金額が算定され、その額を超える部分の金額がみなし配当と認識されるものである。

これに対して、二つ目の考えである「②部分的に本来の配当規定とみなし配当規定の両方を適用する考え」に則した場合は、(i)「その他資本剰余金」が先行して交付されたとみるのであれば、上記①の考えの計算結果と同様となるが、(ii)「その他利益剰余金」が先行して交付されたとみるのであれば、分断して先に本来の配当規定が適用された後に、残額に対してみなし配当規定が適用される。少なくなった残額を基礎として、資本金等に対応する部分の金額が算定され、その額を超える部分の金額がみなし配当と認識されることから、先行して交付されたとみる本来の配当の額との合計額が配当となり、結果として、①の配当金額より少なく配当金額が計算されることとなる。

これは、分母の簿価純資産価額（税法基準）の変化によって起こるものである。

ハ 上記のような剰余金の双方が混合して同時に分配された場合の「剰余金の配当」に対する法令適用を考察すれば、①の考えとされる立法当局の見解があるとともに、そもそも一の決議に基づく配当を部分的に切り分けて双方の規定を適用する規定振りにはなっていないと考えられる。したがって、会計処理上の「その他利益剰余金」のみが原資である場合に限り、通常の配当所得・受取配当等の規定が適用され、会計処理上の「その他資本剰余金」がわずかでも含まれている場合には、「みなし配当」

規定が適用されることとなる。事例は少ないと考えられるが、明確化の必要性は存在するものと考えられる。

なお、このような法令解釈となりつつも、配当原資を切り分けた上で、それぞれ正当な配当決議を前後して行い、実質的に上記の②(ii)の考えに基づく課税関係を創出することは、原則として可能である。

### (3) 私法基準と税法基準の変遷からの考察

近年の商法改正に伴った税制等の対応について、借用概念的な私法基準と固有概念的な税法基準という観点から考察してみると、平成13年改正の直前まではおおむね「私法基準」的な対応をしてきたことがうかがえる。

その後、平成13年4月の改正において、金銭等の交付がない場合のみなし配当規定が廃止され、従前税制上2つの取引があったものと擬制していたものを税制上資本積立金額から資本の金額へのシフトと認識したことから、いわば「実質的な税法基準」への転換があったものと考えられる。また、減資等による払戻金の原資構成については、具体的な計算方法が解釈に委ねられていたとされる取扱通達から脱却し、法令上計算方法が整備された「私法基準&税法基準」にシフトしたのと考えられる。具体的には、減資等に伴うみなし配当に対してプロラタ方式が導入されたものである。なお、平成13年6月の商法改正（議員立法）によって認められた「資本準備金を原資とする配当」については、税制上特段の措置は採られず、商法上（私法上）の利益の配当手続を経て株主に対して交付されるものであったことから、利益の配当としての取扱いがなされることとなった。

直近の会社法の施行に対応する配当税制は、会社法の委任を受けた新たな会社計算規則が企業会計に沿い、資本性の金額と利益性の金額との混同を制限・禁止する方向に変わっても、従前のプロラタ方式を基本とする取扱いを踏襲する型で構築されていた。ただし、計算過程における算式の分子の金額については、資本性の金額と利益性の金額とが入り混じった剰余金の配当概念が「資本剰余金」の有無によって区分されたことが影響され、従前の「交付金銭等の合計額」から「減少した資本剰余金の額」に改めら

れた。これは、上記（２）イで述べた戸惑いの一要因になったとも考えられる。

この結果、従前の減資等の場合のみなし配当額の計算は、①全額を減資等の対価とする場合や②複数に分けて減資等の対価とする場合であっても、その減資等の対価のすべてがプロラタ方式に服するため、みなし配当額となる総額は一致するのに対して、新たな配当税制においては、資本剰余金を含む剰余金の配当が一度に交付された場合は政令規定でみなし配当額が統一的に計算されるが、配当決議を複数に分けた場合（上記（２）ハなお書）は異なる課税関係が創出されることとなった。課税実務上、疑問なしとはしない。

#### （４）配当税制の適用範囲の拡大と私法基準の変容可能性からの考察

##### イ 配当税制の適用範囲の拡大と執行上の問題

本研究における配当概念は、国内法人からの配当を前提とした配当控除制度や受取配当益金不算入制度だけにとどまらず、国際課税の分野である外国税額控除制度や外国子会社合算税制（CFC 税制）にも存在するものである。この分野については、直近の平成 21 年度の税制改正において法人税法改正が行なわれ、国際的な二重課税の調整方式として、既存の外国税額控除制度の中の間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社配当益金不算入制度が導入されている。これは、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点に加え、我が国経済の活性化の観点から、我が国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備が求められる中、企業が必要な時期に必要な金額だけを戻すことが重要であるとされたものであり、今後、外国子会社からの利益還流の増加が想定される。

このような、外国子会社からの利益還流に関しては、本来の配当以外に、法人税法上のみなし配当に該当する金銭等の授受についても「みなし配当」規定が適用されることとなるが、その適用に当たっては、当然のことながら我が国法令に準拠した計算が求められることとなる。近年、

外国事業体が格段の成長を遂げていると考えられる中で、外国事業体からの配当類似の利益還流に対して我が国のみなし配当規定を適用することは、借用概念を原則としつつ、今後、その執行上の適正・公平性の確保について、より困難性を増す場面が多くなると想定される。

#### ロ 私法基準の変容可能性と執行上の問題

会社法施行時においては、会社計算規則上、利益準備金やその他利益剰余金の資本組入れが制限されていたが（一部に批判はあった。）、今般の改正において、その資本組入れが許容され、利益から資本への流れが生ずる可能性が出てきた。なお、もう一方の資本から利益への流れが許容される可能性は低いものと考えられるが、会社法における欠損の額の填補や企業会計における負の残高になった利益剰余金の填補については可能であることから、その填補後、会計処理にもよるが、将来の利益により回復したその他利益剰余金に資本性のものが事実上含まれてくる可能性があると考えられる。また、会社法施行前において利益準備金には資本性の金額が組み入れられていたことは紛れもない事実である。

さらには、上記イの配当税制の適用範囲の拡大を念頭に置けば、外国の法令に目を転じる際に、「資本剰余金」というメルクマールに關すれば、外国法令上の資本性の金額と利益性の金額との峻別状況の確認は極めて不透明とならざるを得ず、今後の執行可能性に大きく影響するものと想定される。

#### ハ 私法基準によることへの疑問

これらを前提に、①私法上の利益剰余金から資本剰余金へのシフトが可能なか、混合同時配当の原資の全額が資本剰余金となれば、資本金等に対応する部分の金額が算定され、その差額の額がみなし配当となる。逆に、②私法上の資本剰余金からの利益剰余金への事実上のシフトが可能なか、混合同時配当の原資の全額が利益剰余金となれば、そのすべてが本来の配当となる。

このことは、現行の配当税制が、プロラタ方式において会社法上の「剰

余金の配当の額」ではなく「減少した資本剰余金の額」（細目化された私法基準）を用いる限りにおいては、株式発行会社が選択可能性を有するものである。個人株主及び法人株主に対する税制上の取扱いに差異がある中、その差異に着目して恣意的に用いられることが危惧されるものである。これは、税の取扱いにおけるイニシアティブが納税者サイドにあることを意味するものである。課税実務上、疑問なしとはしない。

#### (5) 考察から見出される見直しの視点

上記で考察した疑問を払拭するためには、何らかの見直しが必要になると考えられ、その際には、新たな見直しの視点として、みなし配当について固有に認められているプロラタ方式の本来の適用場面や、配当課税における恣意性排除のための私法基準と税法基準との関係などについても検討すべきものとする。

そのような視点に立てば、プロラタ方式の本来の適用場面は、株式発行法人の株主から「離脱・脱退」するような一部清算型が適合するものであること、従前の株式の消却や自己株式の取得に一律にプロラタ方式を適用することはそぐわないこと、恣意性の排除のためには基準を統一する必要があること、株主たる地位に変動がない場合には先に留保利益の存在を認識すべきことなどが考えられた。

#### (6) 新たな視点に立った配当税制の構築可能性

このような見直しの視点を踏まえれば、例えば、次のような順序立てた対応策も検討すべきものと考えられる。

##### イ 私法基準へ転換する対応策

全世界に点在する外国子法人からの利益還流に関してその配当税制として適用範囲の拡大をみせていることは、その執行上、より困難性を増やすことが多くなる。そこで、執行の簡便性をより一層重視する観点から、私法基準に依拠することも考えられる。しかしながら、より一層納税者の恣意性や選択可能性を増大化するものとなり、課税の公平・適正化の観点からは逆行することになりかねず、現実的な対応としては難しさが

残る。

#### ロ 税法基準へ転換する対応策

私法基準に依拠するという要素を排除するためには、本来の配当規定とみなし配当規定とに区分されている「剰余金の配当」を統合して、剰余金の配当に対してすべからくプロラタ方式（一定期間のプロラタ方式の構成割合を統一する方法）を適用することも理想的とも考えられるが、現行の「本来の配当規定」に適用対象とする配当は膨大なものであり、事務負担等の観点から、極めて現実的でない。

課税上、「剰余金の配当」の中に資本性の金額と利益性の金額とが混在するものであることを前提として、清算型でない「剰余金の配当」に対しては、「株主たる地位」を有する限りにおいて、先に株式発行会社からの資本の払戻しとしての課税の繰延べを認めることは実現主義の観点から問題があり、株式投資に係る果実たる「配当」が優先的に実現したものと認識する必要がある。さらに、配当は二重課税の調整措置を講ずる必要のある税法基準の「課税済の利益積立金額」である必要がある。

そこで、具体的に、株主平等原則下において、株主構成比が維持される「剰余金の配当」に対しては、まず、①株式発行人の利益積立金額（税法基準）を限度にしてすべて配当として取り扱い、次に、②利益積立金額（税法基準）が零になった場合は資本金等の額（税法基準）を限度にして資本金等に対応する部分の払戻しとして取り扱い、さらには、③資本金等の額（税法基準）が零となった場合は将来の利益の配当の支払とする。

なお、従来の株主構成比が変更される場合は、現行のプロラタ方式による清算型のみなし配当規定は維持する。自己株式の取得に関しては、上記の株主構成比の維持・変更される場合の概念を導入し、特に、株主構成比が変わらない親会社の株式譲渡損の計上を先送りするとともに、法人株主側に受取配当等の益金不算入規定の適用による恣意的な欠損金額の発生を防止することが肝要である。受け手側の株主が法人株主で

あり、かつ、株式発行法人に対して一定の支配権等を有するものである場合には、一定の取引に対して、取得価額基準を復活させるなどの対応策も必要である。

### 3 結びに代えて

現行の配当税制の対象とする「配当」等の枠組みは、商法改正や会社法施行が大きくゆらぎを見せる中、的確な対応を採ってきた成果を残すものであり、併せて合理的な考え方の下で考察されたものであると考えられるが、本研究で考察したとおり、すべての事象には必ずしも対応しきれるものではないと考える。

配当課税の適正化の観点から、変容する制度の下での会社の行動の実態を見つつ、必要に応じて見直しの検討は行わなければならないと考える。今後、会社法及び企業会計とのかかわりあいを念頭に置きつつ、本研究で検討した見直しの視点も参考として、税制上の整合性を保つことを目指した税制の再構築を図っていくことが必要と考える。

## 目 次

はじめに.....	13
第1章 資本性の払戻しと配当税制の対応.....	15
第1節 会社法制定前後における資本性の払戻しと配当税制.....	15
1 資本剰余金を原資とする配当.....	15
2 会社法施行前の税務上の取扱い.....	19
第2節 新たな配当概念に対する戸惑い等.....	23
1 会社法制下における配当税制.....	23
2 剰余金原資の混合同時配当に対する戸惑い.....	28
3 自己株式の取得原資に対する疑問.....	33
第2章 配当を中心とした私法上の概念.....	38
第1節 私法上の配当概念.....	38
1 剰余金の配当概念.....	38
2 財源規制と分配可能額の概念.....	40
第2節 私法上の資本及び利益に関する概念.....	44
1 私法上の資本性の金額概念.....	44
2 私法上の利益性の金額概念.....	48
第3節 私法上の資本金の減少等に関する概念.....	49
1 私法上の資本金の減少.....	49
2 私法上の法定準備金の減少.....	51
3 私法上の剰余金の減少.....	53
第3章 配当・資本の払戻しに対する税制等.....	55
第1節 税制上の資本等の概念.....	55
1 税制上の資本金等の額の概念.....	55
2 税制上の利益積立金額の概念.....	57
第2節 資本・配当概念を中心とした税務上の対応.....	58
1 減資に対する税務上の取扱い.....	58

2	準備金の減少に対する税務上の取扱い	59
3	剰余金の減少に対する税務上の取扱い	61
4	資本性の金額変動に対する税務上の取扱いの変遷	64
第3節	配当税制の適用範囲の拡大と私法基準の変容可能性	70
1	配当税制の適用範囲の拡大と執行上の問題	70
2	私法基準の変容可能性と執行上の問題	71
第4節	現行の配当規定の切分けに関する問題点	73
1	配当税制上のプロラタ方式に関する問題点	73
2	私法基準と税法基準との混在に関する問題点	78
第4章	今後の配当課税の在り方に対する一考察	83
第1節	考察から見出される見直しの視点	83
1	プロラタ方式の本来の適用場面について	83
2	従前のプロラタ方式の適用場面について	85
3	私法基準と税法基準との関係について	87
4	恣意性排除のための統一の方向について	89
第2節	新たな視点に立った配当税制の構築可能性	91
1	私法基準へ転換する対応策	91
2	税法基準へ転換する対応策	92
	結びに代えて	96

## はじめに

現行の配当に関する税制については、例えば、個人の配当控除制度や法人の受取配当等益金不算入制度においては、法人税と所得税との間に二重課税排除の調整をするという時代は古きに過ぎ去る状況にある。このような税制の下、会社法の施行に対応する税制改正により、従前の「利益の配当」は「剰余金の配当」という概念に整理された上、所要の税制改正が行なわれた。

その際、「本来の配当」規定のほかにも「みなし配当」規定があり、株式発行法人が一定の自己株式の取得等を行う場合には配当所得・受取配当等とみなされているが、新たな概念である「剰余金の配当」のうち「資本剰余金の額の減少を伴うもの」は、「本来の配当」規定の区分ではなく「みなし配当」規定の区分に属するものとされている。すなわち「剰余金の配当」自体がその原資に着目した区分によって分断され、それぞれの規定を適用する改正が行なわれたのである。

ところで、会社法に対応する配当税制が施行された後、課税実務上、剰余金の配当に関する支払事務について源泉徴収手続の相違が生じた。「資本剰余金を原資とする配当」について、本来、新税制上の「みなし配当」規定を適用し、資本金等に対応する部分の金額とみなし配当に当たる部分の金額とを区分した上で、後者の部分に源泉徴収を行い、株主に対する交付金額を決定しなければならない案件に対して、従前の課税実務を踏襲し、その配当金の全額を「本来の配当」に該当するものと認識して過大に源泉徴収を行ってしまったものである。

さらには、新たな配当概念に即して適用すべき規定が区分された後、例えば、「資本剰余金を原資とする配当」の支払形態等によっては、新たな規定を適用する上での戸惑いも見受けられるところである。

そのような戸惑い等が生じている中、果たして会社法上の「剰余金の配当」という一つの固まりに対して、新たな切分けにより適用すべき規定が分断されてしかるべきものなのか、資本の払戻しと利益の配当とを区分するという重要

な場面における切分け手法が適切なものであるのか、疑問が生じたところである。

そこで、問題発掘的立場に立ち、既往の研究における自己株式のみなし配当に関する問題解決の糸口の一つとして、みなし配当と本来の配当概念とがどのように区分又は統合されるべきかの観点から、資本剰余金による「配当」の切分けに問題がないかを課税実務面も含めて研究するものである。

# 第1章 資本性の払戻しと配当税制の対応

## 第1節 会社法制定前後における資本性の払戻しと配当税制

### 1 資本剰余金を原資とする配当

#### (1) 配当に関する源泉徴収手続の相違

平成18年12月27日(水)の主要新聞の朝刊紙面に、某信託銀行が証券代行業務を請け負った未上場会社3社の配当金の支払事務に関して、その支払われた配当金に対して本来は不要である源泉徴収を行なっていたため、株主に対して支払われる手取り額が少なくなっていたとの報道がなされた。

その新聞報道の具体的内容については、当該某信託銀行のホームページにもニュースリリースとして掲載されており、事実関係として「上記3社の配当金はいずれも資本剰余金を原資とするものでしたが、株式会社〇〇及び未上場会社1社につきましては、『みなし配当』部分を除く残額について、配当所得と同様に源泉徴収を行ったものです」とされるとともに、その理由として「平成18年5月1日の会社法施行に伴う税制改正により、資本剰余金を原資とする配当は、『みなし配当』部分を除き配当所得として取り扱われなくなりました(所得税法第24条、第25条第1項第3号)」とされていた。

さらには、平成19年1月19日(金)の主要新聞の朝刊紙面にも、別の某信託銀行が、上記支払事務と同様に、株式配当金から誤って源泉徴収をしたとの報道がなされ、同様のニュースリリースが当該別の某信託銀行のホームページにも掲載された。

#### (2) 資本性の払戻しに対する税制上の新たな取扱い

その後、国税庁ホームページにも平成19年1月31日付で国税庁資産課税課が発出した資産課税課情報「個人株主に対して資本の払戻し(資本剰余金の額の減少)があった場合における株式等に係る譲渡所得等の金額、取得価額の調整等について(情報)」が掲載されて、会社法施行に伴って改

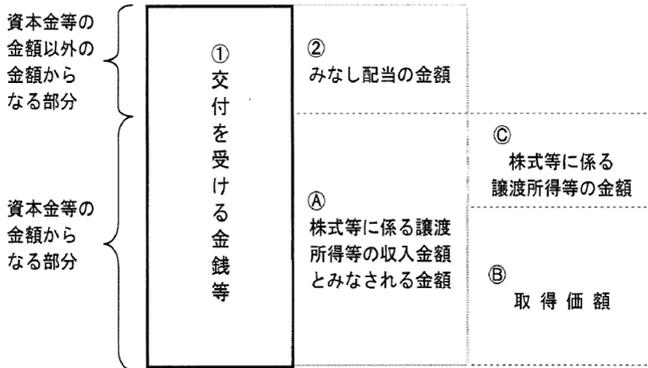
正された配当税制のうち、株主に対する資本の払戻しがあった場合の税制上の取扱いの詳細が記述されており、国税事務に携わる職員や納税者向けの注意喚起が行われている。

その税制上の取扱いとして、具体的には、「1 株主に対する資本の払戻し」の中で「平成 18 年 5 月 1 日から施行された会社法において株主に対する利益の還元方法の見直しが行われ、株主に対する金銭等の分配（従来の利益の配当、中間配当、資本及び準備金の減少に伴う払戻し）がすべて『剰余金の配当』として統一されたことにより、利益の分配であっても、資本の払戻しであっても、会社財産の払出しはすべて剰余金の配当として整理されたところである。」と会社法の改正点の概要が説明された後に、「これに伴い、平成 18 年度税制改正（所得税関係）において、①配当所得とは、法人から受ける剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割（……）によるものを除く。）、利益の配当（……）、剰余金の分配（……）、基金利息（……）並びに投資信託（……）及び特定目的信託の収益の分配に係る所得とされ（所法 24④）、②資本の払戻し（株式に係る剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）、のうちの分割型分割によるもの以外のものをいう。以下同じ。）により交付を受ける金銭等の額（みなし配当の金額を除く。）については、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとされた（措法 37 の 10③三）。」（下線筆者）とされ、会社法上の「剰余金の配当」がその原資によっては取扱いが異なるものとなることが説明されている。

また、その剰余金の配当の基因となる株式の保管に関しては、個人株主固有のものとして「一般口座」と「特定口座」とがあることから、「2 一般口座で保管している株式について資本の払戻しがあった場合における株式等に係る譲渡所得等の金額、取得価額の調整等」と「3 特定口座で保管されている上場株式について資本の払戻しがあった場合における株式等に係る譲渡所得等の申告方法等」として、概念図や算式（次頁にそれらの内容を示した「別紙 1」部分を引用した。）、さらには具体的な事例を用い

て、資本の払戻し部分とみなし配当部分の課税関係や取扱いについて留意すべき点が記述されている。

- 個人株主に対して資本の払戻し（資本剰余金の額の減少）があった場合の課税関係



- 株式等に係る譲渡所得等の金額

$$\begin{aligned} \text{④株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる金額} &= \text{①資本の払戻しにより交付を受ける金銭等の価額の合計額} - \text{②みなし配当の金額} \\ \text{⑤取得価額} &= \text{旧株の従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合} \\ \text{③株式等に係る譲渡所得等の金額} &= \text{④株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる金額} - \text{⑤取得価額} \end{aligned}$$

(注) 1 資本の払戻しに係る「純資産減少割合」は、所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合で、次の算式により計算した割合（小数点以下3位未満は切上げ）をいう。

《算式》

$$\text{純資産減少割合} = \frac{\text{その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額}}{\text{その法人の資産の帳簿価額} - \text{その法人の負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額}}$$

※ この純資産減少割合は、資本の払戻しを行った法人（株式の発行法人）から、その払戻しを受けた株主に対して通知される（所令114⑤）。

- 2 ③の金額は、⑤の金額が④の金額を上回る場合は、譲渡損失の額となる。

- 取得価額の調整（資本の払戻しがあった後のその有する株式（旧株）の取得価額の調整）

$$\text{旧株1株当たりの取得価額} = \text{旧株1株の従前の取得価額} - \left[ \text{旧株1株の従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合} \right]$$

## 2 会社法施行前の税務上の取扱い

上記1に述べた源泉徴収手続の相違が起きた原因は、その剰余金の配当原資が資本剰余金によったことによるものであり、会社法施行前、すなわち従前の商法に基づく利益の配当に対する税務上の取扱いが異なっていたためであると考えられる。

### (1) 平成13年6月の商法改正の概要

平成13年6月の商法改正（議員立法）の主要な改正点は5項目あると整理されている。一つ目は、自己株式の原則取得禁止となっていた規制（欧州型）が、会社が株主との合意により自己株式を取得すること及び取得した株式の保有を原則自由とする規制（米国各州法型）に転換することとなった<sup>(1)</sup>。いわゆる金庫株といわれる「自己株式の取得及び保有制限の見直し」である。二つ目は、利益準備金の積立限度額を資本準備金の額と合計して資本の4分の1に達する額までに緩和するとともに、その超過部分の使途制約を撤廃し、資本準備金又は利益準備金の減少を認める「法定準備金制度の規制緩和」である。三つ目は、額面株式を廃止して全面的に株式の無額面化を図り、会社設立時の純資産額規制や株式分割時の規制を撤廃し、株式併合の要件を変更するなどの「純資産額規制の撤廃」である。四つ目は、端株制度が実務上の取扱いに沿って見直され「端株制度の整備」である。五つ目は、株式発行人が任意に定めた一定の数の株式を1単位として1議決権を与えて、証券取引所における取引ができる「単元株制度の創設」である。

この5項目の中の二つ目の「法定準備金制度の規制緩和」を具体的に述べると、法定準備金の一つである資本準備金は、株主の払込資本のうち資本とされなかった部分からなり、資本に準ずる性格を待っているとともに、株式払込剰余金（額面超過金）、減資差益・合併差益などが発生した場合にその全額を積み立てなければならなかった。また、利益準備金は、資本準

---

(1) 江頭憲次郎『株式会社法 [第2版]』235頁(有斐閣、2008)。

備金がいくらあるかに関わりなく、資本の4分の1に達するまで、毎決算期の配当金、役員賞与などの利益処分によって支出する金額の10分の1以上を積み立てることが義務づけられていた。これらの法定準備金は、欠損の填補・資本組入れ・資本準備金の株式任意消却への使用以外に取り崩すことはできなかった。このように従来の商法が法定準備金の積立てを厳格に要求したのは、資本の充実を図り、資本の欠損に備え、安定的な利益配当を可能にすることを目的としていたためであるが、一方で、法定準備金の積立てや取崩しを厳格に規制し、会社の自由な資本運用を束縛していたともいわれていた。

そこで、それらの規制緩和として、次のような措置が講じられた。

- ① 利益準備金の積立限度額を「資本準備金の額と合計して資本の4分の1に達するまで」と緩和され、保有しなければならない法定準備金の総額を減少させた。
- ② 従来資本準備金として積立てが強制されていた減資差益について、資本準備金としての積立ては必要ないものと変更された。
- ③ 株主総会の普通決議により、法定準備金の減少手続を認め、資本の4分の1を超える部分について、資本準備金又は利益準備金を減少させることが認められた。
- ④ ③による資本の4分の1を超える部分について、その用途の制約を撤廃し、利益の配当に回したり、自己株式の取得財源に充当したりすることができるようになった。

## (2) 平成13年6月商法改正に対する税務上の取扱い

### イ 商法改正に応じた税制改正

上記(1)の商法改正を受けたいわゆる金庫株の解禁によって、自己株式の取得、保有及び処分に係る規制が緩和されたことに伴い、税制改正<sup>(2)</sup>が行われた。

---

(2) 「商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律80号)」(平成13年6月29日公布)による改正である。

具体的には、株主にあつては、株式発行人の「自己株式の取得」により金銭等の資産の交付を受けた場合には、その交付を受けた資産の価額が株式発行人における資本等の金額のうち株式に対応する部分の金額を超える場合には、その超える部分の金額は、みなし配当課税を受けることになるとともに、株式発行人はそのみなし配当に相当する金額の合計額を利益積立金額から減算することとされた<sup>(3)</sup>。つまり、従来、自己株式を資産と認識していたのに対して、改正後の商法が、自己株式の取得は資本の払戻しであるという考え方に基づき、自己株式を資本の控除項目とする取扱いに変更したことにより、法人税法は、それに対応したものと考えられる<sup>(4)</sup>。

ただし、株式発行人による自己株式の取得であっても、市場取引等による一定の取引は、従前どおりみなし配当を認識せず、譲渡益課税のみの取扱いとなる。これは、株式を市場で売却した場合には、その売却が株式発行人に対してのものかどうかを株主は知らずにしているからであると考えられている<sup>(5)</sup>。

#### ロ 資本準備金の取崩しに基因した配当の会計処理

上記(1)の商法改正の結果、株主総会の決議により債権者保護手続を経て、資本準備金及び利益準備金の合計額から資本金の4分の1に相当する額を控除した額を上限として当該準備金を取り崩すことが可能となった(商法289②)。

- 
- (3) 自己株式のみなし配当課税の背景について、武田昌輔=後藤喜一編著『DHC会社税務積義』1577の5頁(第一法規)参照。
- (4) 山田淳一郎「金庫株制度とその活用の実務」租税研究625号72頁(2001)では、「金庫株の改正に伴い、商法は資本の控除項目と考えるように変わっており、財務諸表規則もそのように変わるものと考えられます。このような商法及び会計の変化に対応し、税制も自己株式の取得・売却を資本等取引とすることに変更し」と説明されている。
- (5) 山田・前掲注(4)73頁では、「上場会社が市場で自己株式を一般の方法で購入した場合、売却した者はそれが金庫株になることを知らずして売却しているのであり、にもかかわらず後になって突然に『みなし配当課税』されることになってしまうと、混乱が生じるであろうから例外としてみなし配当課税の対象から外したわけです」と説明されている。

この改正に対応して、平成 14 年 2 月 21 日に企業会計基準委員会から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第 1 号）が公表され、資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金は、新たに設けられた区分である「その他資本剰余金」に計上されることとなるとともに<sup>(6)</sup>、資本剰余金と利益剰余金との混同禁止等が明確化された<sup>(7)</sup>。

また、同日に「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」（企業会計基準適用指針第 3 号）も公表されている。この指針によると、「株主が資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合、配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合を除き、原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額する」こととされている。

#### ハ 資本準備金の取崩しに基因した配当の税務上の取扱い

上記の指針が出されたことから、資本準備金の取崩しによる配当を行った場合、税務上の取扱いにおいても、会計処理と同様に、有価証券

- 
- (6) 小賀坂敦 『自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準』等の解説』商事法務 1625 号 19 頁・20 頁(2002)では、「従来、資本の部は資本金、資本準備金、利益準備金およびその他の剰余金に区分されてきたが、これは、債権者保護の観点から資本金、法定準備金、剰余金に区分する商法の考えと、払込資本と留保利益に区分する企業会計の一般的な考えの調整によるものと考えられる。今回、資本の部の区分を変更することとなったのは、改正商法により、株主からの払込資本でありながら資本金、資本準備金では処理されない項目、すなわち資本金および資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金および自己株式処分差益が生ずることになったためである……。自己株式等会計基準では、主として株主の払込みに基づく資本性の剰余金を計上する資本剰余金の区分を新設し、商法で定める資本準備金とそれ以外のその他資本剰余金に区分し、株主からの払込資本でありながら資本金、資本準備金で処理されない項目はその他資本剰余金に計上することとしている。また、資本剰余金の区分を設けるのに合わせて、留保利益である利益性の剰余金を計上する利益剰余金の区分を設けている」と説明されている。
- (7) 当時の平成 14 年 2 月 21 日付「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（企業会計基準第 1 号）」34 項では、「資本剰余金の各項目は、利益剰余金の各項目と混同してはならない。したがって、資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められない」と、同 35 項では、「その他資本剰余金の処分類は、当期未処分利益の処分類と混同してはならない」とされていた。

の取得価額を減額することとし、受取配当等としては取り扱わない、すなわち、受取配当等の益金不算入の規定も適用されないのではないかとといった疑義が生じたところであった。

この点、上記（１）の商法改正後の税法においても、株式発行人が利益の配当を行った場合には、当該利益の配当をその有する利益積立金額から減額することとされている。また、株主側においても、配当所得や受取配当等の益金不算入の規定上、利益の配当の原資が、当期の利益や利益準備金であるか、資本準備金であるかによって取扱いを区分していないとともに、資本準備金の取崩しによる配当があった場合に有価証券の一単位当たりの帳簿価額の調整を行うといった規定も設けられていない。

以上のことから、資本準備金の取崩しによる配当も、商法上の配当（利益の配当）の手續に基づいて支払われる以上、税法上も利益の配当として取り扱うこととなるので、通常受取配当と同様に収益計上し、当然受取配当等の益金不算入制度等の適用対象となるのである<sup>(8)</sup>。

## 第２節 新たな配当概念に対する戸惑い等

### １ 会社法制下における配当税制

#### （１）会社法に対応した配当税制の主な改正内容

本章第１節１でも一部取り上げたが、会社法の制定に対応した平成 18 年の税制改正において、資本の部の整備など所要の改正が行われた。その中では、本研究の対象とする配当所得等の範囲のほかにも、次のように、関係する項目の改正が行われた。

---

(8) 当時の法人税基本通達 3-1-7 の 5（その他資本剰余金の処分による配当）では、「法人が受ける利益の配当が、商法第 289 条第 2 項《法定準備金の取崩し制限》の規定による資本準備金の取崩しにより生じたその他資本剰余金を原資として行われたものであっても、法第 23 条《受取配当等の益金不算入》の規定の適用があることに留意する」とされていた。

## イ 配当所得等の範囲

平成 17 年の会社法において株主に対する利益の還元方法の見直しが行われ、株式会社の株主に対する金銭等の分配（従前の利益の配当、中間配当、資本及び準備金の減少に伴う払戻し）が全て「剰余金の配当」として統合された。すなわち、会社財産の払戻しについては、従前の利益の配当及び中間配当は利益剰余金を原資とする「剰余金の配当」と、従前の株式の消却を伴わない資本の減少は（i）資本金の資本剰余金への振替え及び（ii）資本剰余金を原資とする「剰余金の配当」と整理された。

このように会社法上の概念が整理されたことを踏まえ、剰余金の配当のうち、「資本剰余金の額の減少を伴わないもの」は利益部分の払戻し（本来の配当規定[所得税法 24・法税法 23]の適用）とし、「資本剰余金の額の減少を伴うもの」はそれ以外の払戻し（資本部分と利益部分との混合払戻しとしてみなし配当規定[所得税法 25・法税法 24]の適用）として規律することとされた。

すなわち、税法上の配当概念として、従前のような手続ではなく、払戻し原資に着目することとされ、払戻し原資が利益剰余金のみである場合には通常の配当所得・受取配当等とされ、払戻し原資に資本剰余金が含まれている場合には、みなし配当とされ、それぞれの規定が区分して適用されることになったものである<sup>(9)</sup>。

また、株式の強制消却（旧商法 213）の廃止に伴い、株式の消却がその事由から除かれたほか、みなし配当の基因となる事由につき所要の整備が行われた。また、自己株式の取得等を行った法人が 2 以上の種類の株式を発行する法人であった場合において、そのみなし配当の額の計算上その株式に対応する部分の資本金等の額は、その法人の株式の種類ごとに区分された資本金等の額を基礎として計算することとされた。

(9) 青木孝徳ほか『平成 18 年版改正税法のすべて』139、262 頁（大蔵財務協会、2006）。

## ロ 配当の回数制限の撤廃

さらに、会社法においては、上記イのように「剰余金の配当」に統合されたほか、その回数制限が撤廃され、事業年度との対応関係がなくなった。すなわち、「利益処分」による「配当」という概念も会社法上は存在しないので、会社に帰属した利益を、各株主に具体的に割り当てるという概念も存在しない。株式会社においては、会社法 453 条以下の手続によって、その時に株主に対して払戻しが可能とされる額の財産を払い戻すという行為だけが規律されるのみとなった。

これは、①分配可能額の範囲内で行う限りにおいて、配当の回数を制限する合理的な理由はないことや、②株主に対する払戻しという意味において同種である自己株式の取得については、財源規制と手続規制を遵守することを前提に、取得行為の回数の制限をなくして行うことが可能であることとの比較から、剰余金の配当についても、財源規制と手続規制とを規定した上で回数の制限を設けないこととされたものである。

これに伴い、法人税法においても支払配当と事業年度とを対応させることができなくなったことなどから、配当の流出時期がその効力発生日とされ、その時期に利益積立金額を減少させることとなった。

## ハ 資本の部の整備等

会社法において、従来の資本や発行価額という概念がなくなり、資本金という表現がされたことなどを受け、法人税法の資本の部の改正においては、従来の資本と資本積立金額との合計概念としての「資本金等の金額」が「法人が株主等から出資を受けた金額」と定義され、その細目が政令委任された。また、同様に「利益積立金額」も「法人の所得の金額で留保している金額」と定義され、その細目が政令委任され、法人設立後の累積的な概念であることが明確にされた<sup>(10)</sup>。

また、有価証券の定義規定の改正が行われ、その範囲から「自己が有

---

(10) 青木ほか・前掲注(9)242頁。

する自己の株式又は出資」が除かれることとなった。この改正により、株式発行人が自己株式を取得した場合には、その取得時において、従前のような有価証券としての資産計上を要せず、資本金等の額及び利益積立金額を減算することとなった。金庫株の解禁に対応した改正（本章第1節2（2）イ）以来、自己株式を取得及び処分の場合で資本等取引に準じて取り扱うこととされ、保有の場面では資産として取り扱うという二面性を有していたが、この改正により取得及び処分の場合との整合性が図られることとなった<sup>(11)</sup>。

## （2）新税制下における新たな配当概念の出現

### イ 本来の配当所得等についての従前の定義規定

会社法施行前の本来の配当所得等とは、法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受ける利益の配当や剰余金の分配（出資に係るものに限る。）を中心として定義規定が設けられており（旧所得税法 24<sup>(12)</sup>）、商法上の利益の配当（旧商法 290①）を前提とするほか、利息の配当（旧商法 291）及び中間配当（旧商法 293ノ5）も含むものとされてきた（旧所得税法 2③<sup>(13)</sup>）。その歴史をさかのぼれば、明治 20 年に所得課税の起源である所得税法が創設された際にも、所得として構成されるものとして「株式ノ利益配当金」<sup>(14)</sup>が掲げられていたが、商法典が制定されていない当時においても「日本鉄道会社、郵船会社、各国立銀行、各私立銀行、各種会社等ノ株券ニ對スル純益配当金」を念頭において規定されていた。

(11) 青木ほか・前掲注(9)248頁。

(12) 平成 18 年改正前の所得税法 24 条 1 項一抄一「配当所得とは、法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託及び特定目的信託の収益の分配に係る所得をいう。」

(13) 平成 18 年改正前の所得税法 2 条 3 項一抄一「この法律において『利益の配当』には、利息の配当及び商法第 293 条ノ 5 第 1 項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第 102 条第 1 項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含むものとする。」

(14) 明治 17 年の所得税草案においては「諸会社利益配当金」とされていた。

## ロ 新たな「剰余金の配当」の意義

従前から税法上の借用概念論の典型例として取り上げられている「利益の配当」については、その解釈の代表的な判例として、いわゆる株主相互金融会社の最高裁の判決<sup>(15)</sup>があり、その判示において、所得税法上の利益の配当とは、商法の前提とする利益配当の観念と同一観念を採用しているものと解するのが相当であるとし、必ずしも商法の規定に従って適法にされたものに限らず、蝸配当など不適法とされる配当も、損益計算上の利益を株金額の出資に応じて配分される形を採っている限り、利益の配当に含まれるとされていた<sup>(16)</sup>。

会社法施行に伴う税法上の「剰余金」や「剰余金の配当」という新たな概念は、従前の「利益の配当」が商法からの借用概念であったと解されていたことと同様に、会社法からの借用概念であるとされ、会社法第446条及び第453条に規定する「剰余金」及び「剰余金の配当」と同義であると解されているところである。

また、上記(1)イで述べた本来の配当規定とみなし配当規定との適用を切り分ける「資本剰余金の額」という概念も会社法からの借用概念として会社計算規則に定めるところの「その他資本剰余金」を意味するものであり、「その他資本剰余金」の額の減少が伴うかどうかにより適用規定が切り分けられることとなる。

このことは、会社法上の「剰余金」の額は、会社がその事業活動の成果として得た利益と、株主の払込資本のうち債権者が流出を承認した部分によって構成されており、「剰余金の配当」を会社法等の規定に沿って分解すると、会社計算規則上の「その他利益剰余金」(前者)と「その他資本剰余金」(後者)がその原資となるからである。

---

(15) 最判昭和35年10月7日民集14巻12号2420頁。

(16) なお、当該株主相互金融会社の株主優待金のように、損益計算上の利益の有無にかかわらず支払われるものは利益の配当に含まれないとされている。ただし、法人所得の計算上は、配当としての性質を有し、損金には算入されないとされている(最(大)判昭和43年11月13日民集22巻12号2449頁)。

## 2 剰余金原資の混合同時配当に対する戸惑い

### (1) 剰余金を原資とする混合同時配当

#### イ 新たな戸惑いの出現

上記1で述べたように、株式発行人の行う「剰余金の配当」に関する法令適用に当たっての解釈については、一般的に私法上の借用概念が適用され、通常、会計処理上の「その他利益剰余金」が原資である場合には「本来の配当」たる配当所得・受取配当等とされ、これに対して、会計処理上の「その他資本剰余金」が原資である場合には「みなし配当」とされる。

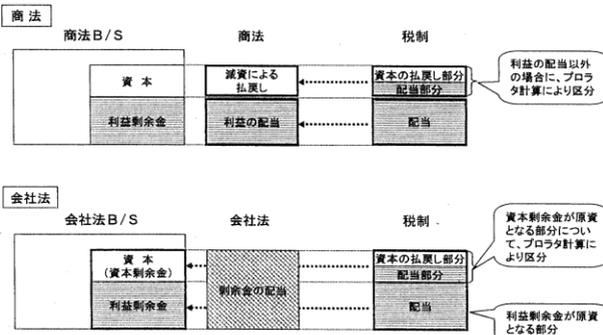
この点については、例えば、これらの剰余金の双方が混合して同時に分配された場合の適用関係について、配当額の算定過程等を用いて明確に示された文献が見当たらないことから、一部に戸惑いも見受けられる。すなわち、混合同時配当の適用に関して2つの考え方があり、そのうちの部分的に区分する考え方を前提とした表記<sup>(17)</sup>が示され、その適用関係に疑問が呈されているのである<sup>(18)</sup>。しかしながら、その両者の考え方には根本的な差異があり、みなし配当の額自体に変動が生ずることとなるため、改めて適用関係を明確にする必要がある。

- 
- (17) 政令公布前の課税当局者の参考資料に剰余金の配当が「資本剰余金が原資となる部分」と「利益剰余金が原資となる部分」とに区分されているイメージ図（次頁参照）があり（小原昇＝佐々木浩「平成18年度税制改正（法人税関係）について－会社法制定に伴う整備等を中心に」租税研究677号102頁（2006））、その後もこの図が使用されているため、この文献を江頭憲次郎『株式会社法』615頁（有斐閣、2006）及び前掲注(1)623頁が引用して、部分概念を前提とした課税関係が説明されている。
- (18) 垂井英夫「資本等の概念と剰余金の配当－会社法を基礎として」税研130号41頁、太田洋「『マイナスの資本金等の額』、『資本積立金額』および『利益積立金額』」西村利郎追悼『グローバリゼーションの中の日本法』100頁（商事法務、2008）、金子宏『租税法[第十四版]』182頁（弘文堂、2009）。

## ○ イメージ図（租税研究 677号 102頁）

## 剰余金の配当に係る税制上の取扱い(案)

会社法：株主に対する利益の配当、資本の払戻し等は、「剰余金の配当」として一本化  
 税制：剰余金の配当 ⇨ 原資の区分に応じ、配当と資本の払戻し（現行制度と同様）  
 （注）会社法施行日以後の日をその支払の基準日とする配当について適用



## ロ 混合同時配当がなされた場合の具体例

次々頁の具体的な設例（準備金等の概念は省略）に基づいて説明すると、一つ目の考えである「①全額にみなし配当規定を適用する考え」に則した場合は、会社計算に基づく「その他資本剰余金」の額 30,000 を分子として税法基準である資本金等の額等を当てはめると、資本金等に対応する部分の金額が 16,875 と算定され、その額を超える部分の金額 63,125 がみなし配当と認識されるものである。

これに対して、二つ目の考えである「②部分的に本来の配当規定とみなし配当規定の両方を適用する考え」に則した場合は、(i)「その他資本剰余金」が先行して交付されたとみるのであれば、上記①の考えの計算結果と同様となるが、(ii)「その他利益剰余金」が先行して交付されたとみるのであれば、分断して先に本来の配当規定が適用された後に、残額に対してみなし配当規定が適用される。少なくなった残額を基礎として、資本金等に対応する部分の金額が 18,000 と算定され、その額を超える部分の金額 12,000 がみなし配当と認識されることから、先行し

て交付されたとみる本来の配当の額 50,000 との合計額 62,000 が配当となり、結果として、①の配当金額より 1,125 少なく配当金額が計算されることとなる。

これは、分母の簿価純資産価額（税法基準）の変化によって起こるものである。

## ○ 具体的な設例

会計(私法)上のB/S		税務上のB/S	
資 産 2,000,000	負 債 1,000,000	資 産 1,800,000	負 債 1,000,000
	資本金 200,000		資本金等の額 450,000
	その他資本剰余金 300,000 ← b1		利益積立金額 350,000
	その他利益剰余金 500,000 ← b2		

[設例] 株式発行人が、「<sup>b1</sup>その他資本剰余金」30,000と「<sup>b2</sup>その他利益剰余金」50,000とを原資に、剰余金の配当80,000を行った場合

## ① 全額にみなし配当規定を適用する考え

$$\begin{aligned}
 \text{A 減資資本金額} &= \frac{\text{a 資本の払戻しの直前の資本金等の額 (税)}}{\text{c 直前の簿価純資産価額 (税)}} \times \frac{\text{b1 資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額 (会)}}{\text{c}} \\
 &= 450,000 \times \frac{\text{b1 } 30,000}{\text{c } 800,000} = \underline{16,875} \quad \dots\dots \text{資本等対応}
 \end{aligned}$$

$$\text{B 利益積立金額の減少額} = \underline{80,000} - \text{(A) } 16,875 = 63,125 \quad \dots\dots \text{みなし配当}$$

※ 政令規定上、算式の分子は「交付金額の合計額 80,000」ではない。また、プロラタ計算は会計(私法)上のb1とb2の構成比によるものではない。

## ② 部分的に本来の配当規定とみなし配当規定の両方を適用する考え

部分適用の順番は2つあるが、次の計算例は「その他利益剰余金」を先行させた。

イ まず、「その他利益剰余金」を原資とする部分 50,000 に本来の配当規定を適用。

ロ 次に、「その他資本剰余金」を原資とする部分 30,000 にみなし配当規定を適用（この場合、「直前の簿価純資産価額 c」は 750,000 [=800,000 - 50,000] となる。）。

$$A \text{ 減資資本金額} = \frac{a}{450,000} \times \frac{30,000}{750,000} = \frac{18,000}{c} \dots\dots \text{資本等対応}$$

$$B \text{ 利益積立金額の減少額} = \frac{30,000}{c} - \frac{18,000}{c} = \frac{12,000}{c} \dots\dots \text{みなし配当}$$

ハ 結果、イの配当 50,000 とロのみなし配当 12,000 との合計 62,000 が配当所得等となり、上記①の配当課税よりも少なく計算される。

※ 正しくは上記①であるが、一部に「原資により部分的に区分する」との考えもある。

### ハ 一の決議に基づく混合同時配当の取扱い

上記のような剰余金の双方が混合して同時に分配された場合の「剰余金の配当」に対する法令適用を考察すれば、①の考えとされる立法当局の見解<sup>(19)</sup>があるとともに、そもそも一の決議に基づく配当を部分的に切り分けて双方の規定を適用する規定振りにはなっていないと考えら

(19) 青木ほか・前掲注(9)256頁では、「資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行なった場合には、全体が資本の払戻しとなるものの、上記算式の分数の分子が『交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額』ではなく『減少した資本剰余金の額』とされているため、資本剰余金の減少額の範囲内でまず資本金等の額が減少し、……」と解説されているが、発行法人側の資本の部の「その他の整備」の項の部分であり、受手株主側の所得税の配当所得や法人税の受取配当等の項に具体的な解説はないことから、周知されていない可能性がある。

れる。

したがって、会計処理上の「その他利益剰余金」のみが原資である場合に限り、通常の配当所得・受取配当等の規定が適用され、会計処理上の「その他資本剰余金」がわずかでも含まれている場合には、「みなし配当」規定が適用されることとなる。事例は少ないと考えられるが、明確化の必要性は存在するものと考えられることから、本研究において明らかにしておきたい。

## (2) 一の決議に基づかない配当の選択可能性

一の決議に基づく混合同時配当は上記(1)ハのとおり法令解釈となるものである。しかしながら、一の決議に基づく手法ではなく、配当原資を切り分けた上で、それぞれ正当な配当決議を前後して行い、実質的に上記(1)ロに示した②(ii)の考えに基づく課税関係を創出することは、原則として可能であるとなるといわざるを得ない。

## 3 自己株式の取得原資に対する疑問

### (1) 自己株式の取得から処分までの流れ

会社が自己株式を「取得」できる場合は、例えば、株主総会決議又は定款の授権に基づく取締役会決議により株主との合意による有償取得や全部取得条項付種類株式の取得といったように、その取得事由が会社法及び法務省令に規定されている(会社法155)。その取得に当たっては、財源規制がほぼ横断的にかけており、分配可能額を超えてはならないのである(会社法461①二)。なお、自己株式の無償取得などは、会社財産の流出がないことから、財源規制の対象とはならない<sup>(20)</sup>。

次に、会社は、自己株式を期間の制限なく「保有」できる。ただし、議決権を有せず、その他の共益権もなく、剰余金の配当をすることはできな

---

(20) 取得手続の規制については、会社法156条以下で規定しているが、これらは自己株式を有償で取得する場合のものであり、法務省令で認められている自己株式の無償取得の場合にはこの規制の対象とはならない。

いなどの規制を受ける。また、平成13年6月改正前の自己株式は、消却のために取得した場合を除き、貸借対照表の流動資産の部に他の株式と区分して計上されたが、改正後、資本の部の控除項目とされた。会社法の下では、剰余金の額として自己株式の帳簿価額の合計額が計上されるが、分配可能額としては、保有する自己株式の帳簿価額は控除される。

また、会社は、取締役会の決議等により「消却」する株式の種類を定めて、保有する自己株式を消却することができる。株式の消却とは、特定の株式を消滅させる会社の行為であり、消却の結果として発行済株式数は減少する点は株式の併合と同じであるが、併合が全株式について一律に行われるのに対し、消却は、特定の株式についてのみ行われる。会社法制定前は、①保有する自己株を消却する場合、②資本減少の場合及び③定款に基づき配当可能利益による消却する場合を認めていたが、概念整理がなされ、①だけを株式の消却と定義した。

さらに、会社がその保有する自己株式を「処分」する場合は、新株発行と同じ募集に関する規制に服することとされ、同様な性質を有するものと考えられている。ただし、一定の代用自己株式を使用するなどのように引受者を募集しない場合は除かれる。

なお、新株を発行した場合の払込価額については、資本金又は資本準備金として処理されるため、基本的に配当財源となることはない。これに対して、自己株式を処分した場合の処分差益については、「その他資本剰余金」として処理されるため、配当可能ということになる。すなわち、自己株式の取得後の消却・新株発行の場合については、自己株式の取得後の保有・処分の場合に対して、会社法的にも異なる取扱いとなるのである<sup>(21)</sup>。

---

(21) この点について、神田秀樹『会社法〔第十一版〕』98頁(弘文堂、2009)では、「①消却する発行済株式総数は減少するが、自己株式を取得しても減少しない。②株券発行会社では、消却すると株券を廃棄しなければならないが、新株を発行すると新しく株券を発行しなければならないが、自己株式の取得・処分の場合はこれが不要である。③新株発行では資本金の額が増加するが(445 I - III)、自己株式の処分では資本金の額は増加しない。④自己株式の処分益は分配可能額に含まれるが(その他資本

## (2) 自己株式の取得等に関する取扱いの概要

平成13年6月の商法改正を受けたいわゆる金庫株の解禁によって、自己株式の取得、保有及び処分に係る規制が緩和されたことに伴い、税制改正が行われたことは前述したとおりである（本章第1節2（2）イ参照）。また、会社法の制定に伴い、自己株式については有価証券としての資産計上を要しなくなったことも前述したとおりである（本節1（1）ハ参照）。

これらの改正の結果、株式発行法人が自己株式を取得した場合には、その取得時において、従前のような有価証券としての資産計上を要せず、資本金等の額及び利益積立金額を減算することとなったものである。

## (3) 現行税制との整合性に対する疑問

上記1の戸惑い以外にも、自己株式については、会計上、その処分又は消却の段階において、「その他資本剰余金」を減額させることとなり、現行のみなし配当課税の考え方と整合することとなるが、会計上の「その他資本剰余金」がなかった場合においては、「その他利益剰余金」が用いられることから、そのような場合においてもみなし配当規定が適用されることに対して、配当課税として、本来の配当とみなし配当の切り分けに関する考え方に反する旨の指摘<sup>(22)</sup>もある。

その指摘に至る流れとしては、次のように整理できよう。

### ① みなし配当となる剰余金の配当

剰余金の配当のうち「資本剰余金の額の減少に伴うもの」は、資本の一部払戻しがあると観念され、通常の配当からは除かれ、みなし配当課税の対象となる。みなし配当課税については、収入金額又は益金の一部は、株式譲渡収入となり、キャピタル・ゲイン課税を受けることになる。そうすると、「その他資本剰余金」の額の減少を伴うかどうかによって、どちらの課税を受けるかを選択できる。

---

剰余金)、新株発行の場合は、そのようなことはない」と説明されている。

(22) 岡村忠生「法人課税の基本問題と会社法制－資金拘束とインセンティブ－」税法学559号92頁～98頁(2008)。

## ② 自己株式取得の場合のみなし配当

自己株式を取得した場合、会社法は自己株式を資産としており、自己株式の消却手続は、別に定められている。剰余金の額が変化するのは、自己株式を処分又は消却した場合であるが、自己株式の「処分」の場合における差益又は差損は、「その他資本剰余金」を増加又は減少させ、自己株式の「消却」の場合においても、その帳簿価額は「その他資本剰余金」を減額させることとされている。

したがって、自己株式の取得は、その取得から「その他資本剰余金」による消却までを一体と見れば、株主払込資本の払戻しと見ることができるので、現行のみなし配当課税の考え方はその意味で整合する。

## ③ その他利益剰余金が用いられる場合

しかしながら、自己株式の消却時点で十分な「その他資本剰余金」がなかった場合は、「その他利益剰余金」が用いられる。それゆえ、事前に「その他資本剰余金」の額をゼロとしておくことにより、「その他利益剰余金」の払戻しがなされることになる。つまり、「その他利益剰余金」による消却が予定されているような自己株式に対しても、その一部を払込資本の払戻しとするのみなし配当課税を受けることができることになる。

さらに、事前に「その他資本剰余金」をゼロとすることのリスクを行っていないとしても、自己株式を取得し、保有し続けるのであれば、「その他資本剰余金」を減少する必要はない。そのときは、「その他資本剰余金」の有無によって、のみなし配当課税を受けることになる。

## ④ 会社法の規定に従う課税要件

このような問題を詰めると、そもそも、私人の行う取引に基づいて税負担の軽減を行うということは、何故だろう。また、場合によってはそれが否認されることから、それはどのような考え方に基いて行われるのか。さらに、従来の考え方というものが、新しい会社法の下に有効であろうかといった問題がある。

特に、法人税法では、配当、出資、組織再編成といった、会社法の規定に従って課税要件が定められているが、それがまた何故か。さらに、もっと良い方法がないのか、といったことが問われている。

#### (4) 疑問に対する考察

上記(3)の指摘は、税制が「資本剰余金」をもってして配当税制に関する規定を切り分けたことに対するもっともな疑問と考えられる。また、私法たる会社法の規定に従って課税要件を定めることへの問題意識も共感すべき点がある。

しかしながら、自己株式に係るみなし配当規定の適用は、自己株式の処分又は消却の段階においてなされるものではなく、あくまでも取得の段階で行うことを前提に税制上制度的な割切りを行ったものと考えられることから、配当課税として、本来の配当とみなし配当の切り分けに関する考え方が立法当局からの見解としては前面に出ておらず、一線を画しているものであると考えざるを得ない。

## 第2章 配当を中心とした私法上の概念

前章でも触れたように、会社法の制定下における配当税制を考察する上で、配当税制の前提となる私法上の配当概念等がどのように構成されているかを概観しながら整理してみることとする。

### 第1節 私法上の配当概念

#### 1 剰余金の配当概念

##### (1) 剰余金の配当の意義

会社法における「剰余金の配当」とは、会社が株主に対して金銭等の会社財産を払い払い戻す行為すなわち旧商法における利益の配当、中間配当、資本金及び準備金の減少に伴う払戻し（有償減資等）などのことであり、自己株式の有償取得を含めて「剰余金の配当等」又は「剰余金の分配」といわれている<sup>(23)</sup>。この剰余金の分配に対しては、剰余金の分配可能額の範囲内において実施するよう統一的な財源規制がかけられている。

なお、平成13年6月の商法改正以降、利益性の未処分利益のみならず、資本性の「その他資本剰余金」を利益配当の原資とすることが認められていたが、会社法においては、資本性の会社財産の払戻しが含まれることを明確にするため、「利益の配当」ではなく、利益性と資本性の双方の概念を含む『剰余金の配当』という用語が用いられている（会社法454）。

##### (2) 剰余金の配当の回数制限

会社法における「剰余金の配当」は、従来の利益処分の一項目とし位置付けではなく、時期及び回数を問わず株主総会（定時・臨時）の決議を経

---

(23) 次に掲げるような財源規制に服さない会社財産の流出がないものを含めて「剰余金の処分」という。

イ 剰余金を減少させる額だけ資本金・準備金を増加する形で社内に留保する決定（会社法450、452）

ロ 剰余金の項目間の計数を変更する形で社内に留保する決定（会社法452）

て行うことができることとなった（会社法 453）<sup>(24)</sup>。また、一定の要件を満たす会社であれば、1事業年度の途中において1回に限り取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨や、剰余金の配当を取締役会が決議できる旨を、定款で定めることができる（会社法 454⑤、459④四）<sup>(25)</sup>。なお、会社がその他資本剰余金（又はその他利益剰余金）を原資とする剰余金の配当をする場合には、資本準備金又は利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、その他資本剰余金（又はその他利益剰余金）の配当により減少する剰余金の10分の1を乗じて得た額を資本準備金（又は利益準備金）として計上しなければならない（会社法 445④、会計規 22①②）。

### （3）剰余金の構成

剰余金の構成は、払込資本に対する利益の集積だけではない。剰余金の考え方は貸借対照表上の「純資産の部」の金額は誰のものかという点から出発していると考えられている。会社法上、この「純資産の部」の金額は利害関係で対峙する株主及び債権者のために担保されているものだと考えられている。

すなわち、対峙する両者の関係を調整すれば、債権者保護手続（会社法 449）により債権者の了解を得た資本金の減少及び準備金の減少による剰余金への組入れは、株主の保有する剰余金ということになり、その「剰余金」とは、①株主の払込資本のうち債権者が会社財産の流出を承認した部分と②会社が株主からの資本等を基礎として事業活動の成果たる利益の額の集積部分とによって構成されていると考えられる。分解してみると、この①の部分が「その他資本剰余金」となり、②の部分が「その他利益剰余金」となる。

---

(24) 旧商法においては、その営業年度の期末における利益の配当については年1回、貸借対照表の純資産額を基礎に計算される配当可能利益の範囲内で株主総会の利益金処分案の承認決議を経て行うこととされていた。

(25) 旧商法においては、定款の定めにより一営業年度につき1回に限り、取締役会の決議により金銭の分配（中間配当）を行うことが可能でした。

この両者が会社法上の「剰余金の配当」の原資として規定されている（会社法 453、454）ことから、「その他資本剰余金」及び「その他利益剰余金」の構成と関係のない株式等として、自己株式、社債及び新株予約権を配当財源とすることが禁止されている（会社法 454①一、107②二ホ）。

従前の考え方とは異なり、まず、株主資本（会計規 76②）を資本金及び準備金（拘束性資本）とそれ以外の資本（自由性資本）とに区分し、後者が一義的な剰余金となる。この一義的な剰余金の額に、債権者保護手続により拘束性資本から自由性資本となったものが加算されるとともに、自由性資本から拘束性資本に振り替えられたものが減少される。この加算及び減算によって拘束性資本が異動することとなる。

## 2 財源規制と分配可能額の概念

### （1）財源規制の概要

#### イ 剰余金の分配に対する財源規制

「剰余金の配当」は、「分配可能額」の範囲内で会社財産を交付できることとされている<sup>(26)</sup>。

すなわち、下記ロに掲げる統一的財源規制<sup>(27)</sup>の対象となる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式等を除く。）の帳簿価額の総額は、当該効力発生日における「分配可能額」を超えてはならないこととされており（会社法 461②）、分配可能額は剰余金の配当を行う場合の分配可能額だけではなく、自己株式を有償取得する場合に交

---

(26) 旧商法においては、利益の配当、中間配当、資本金及び準備金の減少に伴う払戻し及び自己株式の有償取得は、それぞれ異なる制度とされていたため、別個の財源規制が設けられていましたが、これらの手続は株主に対する会社財産の払戻しという点では同一の意義を有するものであるため、選択する手続により財源規制が異なってくるのは合理的ではないことから会社法においては、これらを剰余金の分配として整理し、統一的に財源規制を設けた。

(27) 剰余金の分配に係る規制は①事前の分配可能額規制と②期末の欠損填補責任（取締役等の義務）の2つがあるとされている（神田・前掲注(21)270頁）が、ここでの統一的財源規制は①を指す。

付する金銭等の限度額としても適用される。

#### ロ 会社法前の財源規制

昭和 25 年の商法改正前においては、額面超過額（払込剰余金）のうちで資本の 4 分の 1 を超えている部分は配当可能であった。昭和 25 年の商法改正後は、利益の配当は貸借対照表上の純資産額より、①資本の額、②資本準備金及び利益準備金の合計額、③その決算期に積み立てることを要する利益準備金の額、④その他法務省令に定める額<sup>(28)</sup>の合計額を控除した額を限度として行えることとされていた（商法 290）。

そして、平成 13 年の商法改正によって、減資差益が資本準備金の項目から削除され、その他資本剰余金に含められて配当原資となった。

なお、会社法第 461 条に規定する分配可能額を超えて剰余金を分配した取締役（委員会設置会社においては執行役）及び分配議案を作成した取締役（委員会設置会社においては執行役）は、無過失を立証しない限り、その剰余金の交付を受けた者と連帯して、その交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う（それらの分配及び分配議案に同意した取締役も同様の取扱いがなされる。）<sup>(29)</sup>。

### (2) 統一的財源規制

#### イ 統一的財源規制の対象となる行為

上記イの財源規制の対象となる行為は、次に掲げるもの<sup>(30)</sup>であり、これらの行為については、株主に対して交付する金銭等（当該株式会社

(28) 旧商法施行規則において次のように定められていた（商規 124）。

イ 開業費、研究費及び開発費の合計額が、上記②の資本準備金及び利益準備金の合計額に③の要積立利益準備金を加算した額を超えるときは、その超過額

ロ 新株払込金又は新株申込証拠金の額

ハ 資産について時価を付するものとされた場合において、その時価が取得価額を超過した場合には、その増加額

(29) 総株主の同意があれば分配可能額を限度として当該義務が免除される（会社法 462）。なお、善意の株主であれば、分配可能額を超えて交付を受けた金銭等について、その金銭等を支払った取締役からの求償の請求に応ずる義務を負わない（会社法 463①）。

(30) 財源規制の対象となる取引は、自己株式の取得（①から⑦まで）と剰余金の配当（⑧）から構成されている。

の株式を除く。)の帳簿価額の総額は、その行為の効力が生ずる日における分配可能額を超えてはならないものとされている(会社法 461①)<sup>(31)</sup>。

- ① 譲渡制限株式の譲渡等承認請求に応ずる自己株式の買取り(会社法 138 一ハ・二ハ)
- ② 子会社からの自己株式の取得及び市場取引等による自己株式の取得(会社法 156①)
- ③ 株主との合意による自己株式の取得(会社法 157①)
- ④ 全部取得条項付種類株式の全部の取得(会社法 173①)
- ⑤ 定款の定めに基づく相続人等への売渡請求による自己株式の買取り(会社法 176①)
- ⑥ 所在不明株主等の株式の競売等による買取り(会社法 197③)
- ⑦ 1株に満たない端数の買取り(会社法 234④)
- ⑧ 剰余金の配当

ところで、資本金の額及び準備金の額の減少に伴う払戻しについては会社法 461 条には直接定められていないが、資本金又は準備金の減少額のうち準備金又は資本金としなかった部分は剰余金となることから、⑧の剰余金の配当に含まれることとなる<sup>(32)</sup>。

#### ロ 統一的財源規制の対象とならない行為

上記ロに掲げるものを含むすべての自己株式の取得が財源規制の対象になるわけではなく、会社が不可避的又は義務的に自己株式を有償取得する場合にも財源規制を課することは不合理である。このことから、具体的には、下記のような場合には財源規制を受けずに、自己株式を取得することができる。

- 
- (31) これら以外にも取得請求権付株式を取得する場合や取得条項付株式を取得する場合にも分配可能額が限度とされており、実質的に財源規制が課されている(会社法 166①、170⑤)。
  - (32) 会社法においては、資本金の額及び資本準備金の額を減少したとしても、ただちに会社財産の払戻しが行われるわけではないことから、資本金の額及び準備金の額の減少とその減少による剰余金の額を原資として行う剰余金の配当は、別の手続として整理されている。

- ① 合併等により、相手方の有する自己の株式を取得する場合
- ② 合併等の際の反対株主の買取請求に応じて買い受ける場合（会社法 785 等）
- ③ 単元未満株式の買取請求に応じて買い受ける場合（会社法 192①）

### （3）分配可能額の算定

#### イ 分配可能額算定までの流れ

剰余金の配当に係る財源規制たる分配可能額の算定は、最終事業年度の貸借対照表に計上されている剰余金の額を基礎として、剰余金の配当の効力発生日（配当の支払開始日）までに生じた減資等による剰余金の額の変動事象を加味して計算される<sup>(33)</sup>。算定までの流れとしては、分配可能額は次の3つの段階を経て算定される（会社法 446、461②）。

- ① 最終事業年度の末日の剰余金の額を算定
- ② 最終事業年度の末日の剰余金の額に、最終事業年度の末日後から剰余金の配当の効力発生日までに生じた剰余金の変動額を加減算し（臨時計算書類）による損益を取り込む場合もある。）、配当の効力発生日の剰余金の額を算定
- ③ 配当の効力発生日の剰余金の額に、所定の額を加減算し、配当の効力発生日の剰余金の分配可能額を算定

ただし、最終事業年度終了後効力発生日までの間に生じた期中損益（その他利益剰余金）は、株主総会の承認を得て確定した損益ではないため分配可能額の計算に影響を与えないこととされている。

このため、その期中損益を分配可能額の計算に反映させるためには、最終事業年度終了後の一定の日を臨時決算日として臨時決算を行い、株主総会の承認を得る必要がある（会社法 461②二）。

#### ロ 具体的な分配可能額

---

(33) 会社法における剰余金の配当は旧商法とは異なり時期を問わず行うことができることとなったことから、最終事業年度終了後その配当の効力発生日までに生じた剰余金の異動事象を加味して計算することになった。

具体的な分配可能額の算定は、「剰余金」の額（会社法 446）を一旦計算して、そこから加算及び減算して「分配可能額」（会社法 461）を算出することとされており、その内容は「その他資本剰余金」と「その他利益剰余金」との合計額から構成され、神田秀樹教授がその規定の原理を数式化されている<sup>(34)</sup>。

## 第 2 節 私法上の資本及び利益に関する概念

### 1 私法上の資本性の金額概念

私法上の資本性の金額については、純粋な資本金という概念以外にも会社法上の資本準備金や会社計算規則及び企業会計基準における資本剰余金の概念がある。

#### (1) 資本金の概念

株式会社の資本金の額は、別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額である（会社法 445①）。別段の定めとして、払込み又は給付に係る額の 2 分の 1 を超えない額は、資本金として計上しないことができる場合（会社法 445②）のほか、準備金又は剰余金を資本金に組み入れた場合（会社法 448、450）や資本金の減少の場合（会社法 447①）などが挙げられる<sup>(35)</sup>。

有限責任の株式会社において唯一の責任財産は会社財産であることから、その充実及び維持のために資本金制度が設けられている<sup>(36) (37)</sup>。

(34) 神田・前掲注(21)271頁・272頁。

(35) 従前の株式会社の資本については、「会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ発行価額ノ総額トス」（旧商法 284ノ2①）及び「株式ノ発行価額ノ二分ノ一超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得」（旧商法 284ノ2②）と定められていた。

(36) 弥永真生『リーガルマインド会社法 [第 11 版]』468 頁（有斐閣、2007）では、「資本金は、会社財産を維持するための基準となる金額であり、会社の信用の基礎をなすから（会社債権者の保護、会社自身のため）、一定の手続を経なければ、その額を

## (2) 資本準備金の概念

法定の準備金は、法律の規定により純資産の部に計上することを要する計算上の金額であり、資本金と同様、剰余金の分配可能額に算入されずに会社に留保されることから、債権者保護のための会社財産の変動のクッションとしての機能を有する。準備金は資本準備金と利益準備金とに分けられる（会社法 445③～⑤）。

資本準備金への計上は、(i) 設立又は株式の発行に際して株主となる者が会社に対して払込み又は給付をした財産の額のうち、資本金として計上しないこととした額（会社法 445③）、(ii) 資本剰余金を配当原資とする配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額（ただし、準備金の額（資本準備金及び利益準備金の合計額）が、資本金の4分の1の額（基準資本金額）に達するまでの額）（会社法 445④、会社計算規則 22①）、(iii) 法務省令により、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際して資本準備金として計上すべき額（会社法 445⑤）が義務づけられている<sup>(38)</sup>。また、資本金又は剰余金（その他資本剰余金）を減少した際に資本準備金に組み入れる旨を定めた額も対象となる（会社法 447④二、451①、会社計算規則 26①）。

なお、いわゆる合併差益については、旧商法下では増加する資本の額、消滅会社の利益準備金の額及び留保利益の額の合計額を超える部分はすべて資本準備金とすべきものとされていたが、会社法においては、パーチェ

減少することができない（資本不変の原則）」と説明されている。

- (37) 神田・前掲注(21)262頁では、「資本金は会社の財産を確保するための基準となる一定の金額であるが、会社債権者保護のため、従来は、次のような原則が認められると説明されてきた。しかし、会社法のもとでは、存在するといえそうなのは、(f)だけである」と説明され、(f)資本充実の原則、(i)資本維持の原則、(g)資本不変の原則及び(e)資本確定の原則の4つの原則を掲げている。
- (38) 会社法では合併等に際しての準備金計上を省令委任としたが、旧商法 288条ノ2第1項では、①払込剰余金、②株式交換差益、③株式移転差益、④新設分割差益、⑤吸収分割差益及び⑥合併差益を法律段階で規定していたとともに、一定のものを法定準備金から除外できるとしていた（旧商法 288ノ2②～⑤）。これは、会計制度の変化の速度が加速しており、会計基準との整合性について柔軟に対応できるようにするためといわれている。

ス法による場合にはその他資本剰余金とすることが認められたことから、剰余金の配当の原資とすることができる<sup>(39)</sup>。いわゆる株式交換差益、株式移転差益、分割差益についても、同様となる。

### (3) その他資本剰余金の概念

剰余金とは、株式会社の純資産（資産と負債の差額）のうち、債権者保護のために会社に留保すべき項目（資本金と準備金）以外のものであり、分配可能額として株主への配当や株主からの自己株式の取得等の原資となるものである。最終事業年度の末日における「その他資本剰余金」と「その他利益剰余金」との合計額に基づき、最終事業年度の末日後に行った自己株式取得等、資本金と準備金の額の減少、剰余金の配当等が反映される<sup>(40)</sup>。

剰余金のうち「その他資本剰余金」<sup>(41)</sup>は、自己株式処分差益、資本金の減少、資本準備金の減少等により増加し、これを原資とした剰余金の配当、

(39) 平成21年3月27日改正前の会社計算規則58条1項1号ロ等により詳細に規定されていたが、同日付の改正により、「時価を基礎として算定する方法」と簡素化され、具体的には企業会計基準に委ねられることとされている。

(40) なお、株主資本項目の中の控除項目である自己株式の額については、剰余金の額の算定上は控除がされないが、剰余金の配当等の際の分配可能額の算定上は控除される。

(41) 旧商法施行規則では、貸借対照表には、資産の部、負債の部及び資本の部を設けることとし（旧規則50）、資本の部は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の各部に区分し（旧規則88）、さらに、資本剰余金の部には、資本準備金及びその他資本剰余金を記載し、その他資本剰余金は、資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益その他の内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならないとされていた（旧規則89）。

これに対して、品川芳宣「資本準備金と資本積立金額」税務会計研究15号15頁・16頁（2004）では、「このように、旧商法施行規則では、前述の資本と資本準備金とは別に、その他資本剰余金という概念を導入している。しかし、この『その他資本剰余金』は、後述のように、資本や資本準備金に対する法規制とは全く異なっており、法的には他の剰余金と変るところはない。特に、平成13年の商法改正までは資本準備金とされていた減資差益が『その他資本剰余金』と区分され、法人税法では資本積立金額とされる『自己株式処分差益』が『その他資本剰余金』と区分されていることが注目されていた。これらの区分は、単なる表示上の問題にとどまらず、資本取引と損益取引の区分にも重要な問題を提起することになる」と説明されている。

自己株式処分差損、資本金の増加、資本準備金の増加等により減少する<sup>(42)</sup>。

企業会計原則は、「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」としている(同原則第一の三)<sup>(43)</sup>。

また、平成15年10月31日付の「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会)における合併の会計処理は、原則として、時価を認識するパーチェス法によることとされ、「被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取引時点の取得の対価となる財の時価を算定し、それらを合算したものとする」(同基準三の二の(1))とされ、「取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その趣過額はのれんとして資産に計上し、上回る場合には、その不足額は負ののれんとして負債に計上する」(同基準三の二の(3))とされている<sup>(44)</sup>。この結果、のれん及び負ののれんとされた金額は、20年以内のその効果の及ぶ期間又は取得の実態に基づいた適切な期間にわたって規則的に償却されることになる(同基準三の二の(4)、(5))<sup>(45)</sup>。

- (42) 「その他資本剰余金」は、会社計算規則に明文規定がない場合であっても、公正妥当な企業会計慣行を勘酌して、その額を増減すべき場合に、適切な額について増減することとなる。具体例としては、企業会計基準委員会が制定した「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」によることが、その会社にとって、公正妥当な企業会計慣行を斜酌して妥当と判断される場合などが考えられている。
- (43) この原則の趣旨として、企業会計原則注解では、「(1) 資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰余金、すなわち利益の留保額であるから、両者が混同されると、企業の財政状態及び経営成績が適正に示されないことになる。したがって、例えば、新株発行による株式払込剰余金から新株発行費用を控除することは許されない。(2) 商法上資本準備金として認められる資本剰余金は限定されている。したがって、資本剰余金のうち、資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外のものを計上する場合には、その他の剰余金の区分に記載されることになる」(同注解〔注2〕)としている。
- (44) 平成22年4月1日以後実施される企業結合に対して適用される平成20年12月26日付の「企業結合に関する会計基準(企業会計基準第21号)」についても、これらの取扱いが踏襲されることとなっている。
- (45) これに対して、品川・前掲注(41)12頁・13頁では、「このように、企業結合に係る会計基準では、合併を従前のように資本取引と認めず、従前資本剰余金とされていた合併差益(損)をのれん又は負ののれんと認識し、これらを規則的に償却することによって、その後の損益計算に反映させることとしている。このことは、資本取引・損益取引区分の原則が形骸化していることを示している」と説明されるとと

## 2 私法上の利益性の金額概念

私法上の利益性の金額については、会社法上の利益準備金や会社計算規則及び企業会計基準における利益剰余金の概念がある。

### (1) 利益準備金の概念

法定の準備金は、資本準備金と利益準備金とに分けられることは前述したとおりである。

利益準備金への計上は、(i) 利益剰余金を配当原資とする配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額(ただし、準備金の額(資本準備金及び利益準備金の合計額)が、資本金の4分の1の額(基準資本金額)に達するまでの額)(会社法445④、会社計算規則22②)<sup>(46)</sup>、(ii) 法務省令により、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際して利益準備金として計上すべき額(会社法445⑤)が義務づけられている<sup>(47)</sup>。また、剰余金(その他利益剰余金)を減少した際に利益準備金に組み入れる旨を定めた額も対象となる(会社法451①、会社計算規則28①)。

なお、旧商法下では、合併の場合の消滅会社の利益準備金やその他利益剰余金、株式等評価差額金は、存続会社の利益準備金、その他利益剰余金に引き継ぐことができたが、会社法においては、パーチェス法を適用する場合に、原則として、資本準備金、その他資本剰余金に引き継がれる。会社分割についても、同様となる。

もに、ている。

- (46) 明治32年当時は、法定準備金を利益準備金と資本準備金とに分けずに資本の4分の1までの積立が要求されていたが、昭和25年に利益準備金と資本準備金とに区分され、利益準備金は、資本の4分の1に達するまで毎決算期利益(期間利益)の20分の1の積立と規定された。その後、昭和37年に利益準備金の積立基準が期間利益から金銭配当額に、積立額は20分の1から10分の1に改正され、昭和49年に中間配当の10分の1についても利益準備金の積立が必要となった。
- (47) 会社法では合併等に際しての準備金計上を省令委任としたが、合併の場合の消滅会社の利益準備金等を引継ぎできることとしていた(旧商法288ノ2⑤)。これは、会計制度の変化の速度が加速しており、会計基準との整合性について柔軟に対応できるようにするためといわれている。

## (2) その他利益剰余金の概念

剰余金は、「その他資本剰余金」と「その他利益剰余金」との合計額に基づくことは前述したとおりである。

剰余金のうち「その他利益剰余金」<sup>(48)</sup>は、利益準備金の減少、当期純利益金額等により増加し、これを原資とした剰余金の配当、利益準備金の増加、当期純損失金額等により減少する<sup>(49)</sup>。

## 第3節 私法上の資本金の減少等に関する概念

### 1 私法上の資本金の減少

#### (1) 資本金の額の減少

株式会社は、減資すなわち資本金の額を減少することができる。資本金の額は、剰余金の配当等に当たって会社に留保すべき会社財産の基準額となる。この場合、原則として、株主総会の特別決議<sup>(50)</sup>によって、①減少する資本金の額<sup>(51)</sup>、②この全部又は一部を準備金とするときはその旨と準備金とする額、③資本金の減少の効力発生日を定めなければならない(会社法 447①)。

旧商法下においては、減資には、会社財産を株主に払い戻す有償減資と、株主に払い戻さない無償減資とに区分されるとともに、株式の消却が伴うものと伴わないものに別れて規定が設けられていたが、会社法においては、

(48) 会計上は、資本に関して二分説(払込資本と留保利益)と三分説(拠出資本、評価替資本、留保利益)があるが、利益剰余金の内容は、処分済利益(利益準備金、その有価証券評価差額金、任意積立金)及び未処分利益という留保利益から構成されている点においてはいずれも同じであるとされる。

(49) 「その他利益剰余金」の増減についても、前掲注(42)と同様であると考えられる。

(50) 江頭・前掲注(1)614頁では、「株主総会の特別決議を要する理由は、基本的に株主の払込財産から成っている資本金を株主に対する分配が可能なその他資本剰余金に変えることは、事業規模の縮小等、会社の基礎に関わる自体(いわば会社「一部清算」)がし応じていることがおおいからである」と説明されている。

(51) この①の減少する資本金の額は、③の時点における資本金の額を超えてはならない(会社法 447②)。

自己株式の取得から消却までの規定（会社法 155～178）や株式の併合等の規定（会社法 180～187）の各手続とともに、資本金の額の減少を行うこととなる<sup>(52)</sup>。すなわち、会社法における減資は、法律的に資本金の額を減少させる行為にとどまり、減少させた資本金の額を株主に払い戻す行為は、別途、剰余金の配当等としての手続規定が適用されることとなる。

また、会社法においては、最低資本金の制度が撤廃されたことから、資本金の額を零とすることも可能であるが、株式の関係は、資本金の額と完全に切り離されており、既存の株主の権利を有する限りにおいて、資本金の額が零になったからといって、株主間同士の支配割合に影響を及ぼすものではない。

## （2）減少額の使途

資本金の減少額については、従前の欠損の填補目的の場合<sup>(53)</sup>以外に、上記（1）の②のように減少する資本金の額を準備金に計上する制度が設けられ<sup>54</sup>、会社の資本政策の自由度が高まることとなった<sup>(55)</sup>が、結果と

- (52) 神田・前掲注(21)264頁では、「会社法は、資本金減少・準備金減少を数字（計数）の減少と整理したので、たとえば、平成17年改正前商法のもとでの実質上の資本減少は会社法のもとでは資本金減少+剰余金配当、株式消却を伴う資本減少は会社法のもとでは資本金減少+自己株式取得等となる」と説明されている。
- (53) 欠損の填補目的の場合は、定時株主総会において、定時株主総会の日における欠損の額を超えない範囲で資本金の額を減少する旨を決議する場合には、普通決議で足りる（会社法 309②九）。これは、新たな分配可能額を生じさせない資本金の減少には、会社の「一部清算」という性格が乏しいからであるとされている（江頭・前掲注(1)615頁）。さらに、株式会社が資本金の額の減少と同時に株式の発行を行う結果、資本金の減少の効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回らないときには、資本金の額の減少に株主総会の決議は不要となる（会社法 447③）。
- (54) 江頭・前掲注(1)614頁では、「資本金の準備金への繰入れは、行うニーズが乏しいという理由から、会社法制定前には認められていなかったが、とくに禁ずる必要もないことから、会社法制定時に認められた。資本金の減少額で、準備金としない額は、欠損の額があればその填補に充当され、欠損がない場合（または欠損填補後の残額）にはその他資本剰余金となる」と説明されている。
- (55) 田邊光政『詳細会社法の理論と実務〔第2版〕』510頁（民事法研究会、2007）では、資本政策の自由度が高まった例として「剰余金の配当が多く可能になるように、資本金の額を減少させるとともに、準備金の額が資本金の額の4分の1（計算規則45条1項）に達するように計上する、会社法459条1項に基づき剰余金配当等を取締役会が定めることができる旨の定款の定めのある会社が、近く欠損が生じること

して、剰余金の配当に振り替わる途ができていられると考えられる。

なお、資本金の額の減少の場合には一定の債権者保護手続が必要となる。

### (3) 資本金の額の減少の方法

資本金の額の減少の方法には株式数を減少しないでするものと、株式数を減少してするものがある。後者の株式数を減少する方法には、株式の併合と株式の消却の方法があるが、資本金の額の減少と無関係になされることがある。上記(1)でも述べたが、会社法における「株式の消却」は自己株式の消却のみとされた。法令上は「株式会社は、自己株式を消却することができる。この場合においては、消却する自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、自己株式の種類及び種類ごとの数）を定めなければならない」（会社法 178①）と規定された<sup>(56)</sup>。

## 2 私法上の法定準備金の減少

### (1) 準備金の額の減少

株式会社は、準備金（資本準備金又は利益準備金<sup>(57)</sup>）の額を減少することができる。この場合、株主総会の決議（普通決議<sup>(58)</sup>。会社法 309①）

が確実な場合に、あらかじめ総会決議に基づき資本金の額を減少させて準備金に計上し、その後、適時、取締役会決議により準備金を使用して欠損填補を行う、などの用途が考えられる」と説明されている。

- (56) 「株式の消却」に関する手続としては、旧商法において、①自己株式として保有している株式を消却する場合（旧商法 212）と、株主が保有している状態で消却する場合（強制消却、旧商法 213）とがあつた。なお、会社法においても、持分会社はその持分の全部又は一部を譲り受けることができず、持分会社がその持分を取得した場合には、その持分は取得した時に消滅することとされている（会社法 587）ことから、持分会社にあつては出資の消却が行われる。
- (57) 従来、資本の欠損填補の目的以外の準備金の額の減少の場合には、資本の4分の1を超える分の準備金の額しか減少が認められなかったが（旧商法 289②）、会社法においては、このような規制が撤廃された（会社法 448）。旧商法下時代には、準備金としての機能はその他資本剰余金・その他利益剰余金と大きく変わらない中、資本の4分の1以下の部分の準備金を減少させるためには、先行して減資をしなければならないことを意味するものであり、資本のクッションとしての役割と矛盾が生じているとの指摘を受けていたとされる。うから例外としてみなし配当課税の対象から外したわけです」と説明されている。
- (58) 定時株主総会以外でも普通決議で足りる点及び分配特則規定の適用があれば取締役

によって、①減少する準備金の額<sup>(59)</sup>、②この全部又は一部を資本金とするときはその旨と資本金とする額、③準備金の減少の効力発生日を定めなければならない(会社法 448①)。また、会社法においては、資本金の額をそのままにして準備金の額を零とするようなことも可能となっている。

## (2) 減少額の用途

準備金の減少額については、従前の欠損填補の目的の場合<sup>(60)</sup>や資本組入れ<sup>(61)</sup>以外に、資本準備金であれば「その他資本剰余金」に、利益準備金であれば「その他利益剰余金」に計上され(会社計算規則 27①二、29①一)、分配可能額が増加する(会社法 446 四)<sup>(62)</sup>。

なお、従来の会社計算規則 48 条 1 項 1 号においては、増加する資本金の額とリンクする準備金は資本準備金に限られており、その資本準備金の額の減少相当額だけが増加することとされていたが、平成 21 年 3 月 27 日の法務省令 7 号により、その制限がなくなった(会社計算規則 25①一)。

また、準備金の額を減少する場合にも、資本金の額の減少の場合と同様

役員決議で足りる点で、資本金の額の減少よりも手続が簡易であるとされる。

- (59) この①の減少する準備金の額は、③の時点における準備金の額を超えてはならない(会社法 448②)。
- (60) 欠損の填補目的の場合は、定時株主総会において、定時株主総会の日における欠損の額を超えない範囲で準備金の額を減少する旨を決議する場合には、債権者の意義手続をとることを要しない(会社法 449①但書)。さらに、株式会社が準備金の額の減少と同時に株式の発行を行う結果、準備金の減少の効力発生日後の準備金の額が効力発生日前の準備金の額を下回らないときには、準備金の額の減少に株主総会の決議は不要となる(会社法 448③)。
- (61) 旧商法下においては、資本の金額の増加の手法として配当可能利益又は法定準備金の資本組入れがあった。ただし、法定準備金の資本組入れによる資本の金額の増加は、法人の資本の部の金額(純資産価額)に異動を生じさせるものではなく、形式的な増資として捉えられ、株主の権利を損なうものではないことから取締役会の決議に基づき行うことができたが(旧商法 293ノ3)、会社法においては、株主総会決議が必要となる。資本金の額の増加は、剰余金の配当可能額を減少させるものであり、株主の重要な利害に関わるから、取締役会の決定に委ねるのは不適切とされている。
- (62) 準備金に係る決定は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金を増加させる資本金の額の減少には株主総会の特別決議を要するのに比し、手続要件が緩和されている。

の債権者保護手続が必要となる<sup>(63)</sup>。

### 3 私法上の剰余金の減少

#### (1) 剰余金の額の減少と資本金増加

株式会社は、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができる。この場合、株主総会の決議によって、①減少する剰余金の額、②資本金の額の増加の効力発生日を定めなければならない(会社法 450①②)<sup>(64)</sup>。

なお、従来の会社計算規則 48 条 1 項 2 号においては、増加する資本金の額とリンクする剰余金はその他資本剰余金に限られており、その他資本剰余金の額の減少相当額だけが増加することとされていたが、平成 21 年 3 月 27 日の法務省令 7 号により、その制限がなくなった(会社計算規則 25①二)。

#### (2) 剰余金の額の減少と準備金増加

株式会社は、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。この場合、株主総会の決議によって、①減少する剰余金の額、②準備金の額の増加の効力発生日を定めなければならない(会社法 45 1 ①②)<sup>(65)</sup>。

#### (3) 減少額のその他の処分

株式会社は、株主総会の決議によって、損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分(資本金や準備金の額の増加のためのもの及び剰余金の配当その他株式会社の財産を処分するものを除く。)をすることができる。この場合においては、増減する剰余金の項目や処分する各剰余金の項目に係る額を定めなければならない(会社法 452、会社計算規則 153①)

---

(63) 減少する準備金の額の全額を資本金に計上する場合などの一定の場合は、債権者にとって不利なところはないため、債権者保護手続が不要とされている(会社法 449 ①柱書等)。

(64) 従来の配当可能利益の資本組入れ(旧商法 293 ノ 2)に対応する制度であり、定時株主総会に限られず臨時株主総会によっても剰余金から資本金への組入れが可能となった点などが改正された。

(65) 旧商法下においては、利益の配当や中間配当の際に利益準備金を積み立てるべき旨の規定のほかは、剰余金から準備金への組入れの規定は存在しなかった。会社法においては、より柔軟な資本政策が可能となるようその組入れが認められることとなった。

(66)。

なお、損失の処理、任意積立金の積立て以外の剰余金の処分としては、「その他利益剰余金」がマイナスの場合の「その他資本剰余金」からの「その他利益剰余金」への計上の場合などが考えられるとされている<sup>(67) (68)</sup>。

---

(66) 会社法 459 条 1 項に基づき剰余金の配当等につき取締役会が定めることができる旨の定款の定めがある株式会社は、剰余金についてのその他の処分について、取締役会で定めることができる（会社法 459①三）。

(67) 田邊・前掲注(55)517 頁。

(68) 前述したとおり、平成 13 年の商法改正によって、資本剰余金の取崩しが可能となり、その取崩しによる処分として、株主に対して金銭を交付することができることとされた。この資本剰余金を取り崩して株主に対して金銭を交付する場合には、配当決議又は資本減少（減資）の手続を行うことになっていたが、企業会計上資本剰余金の各項目は、利益剰余金の各項目と混同してはならないこととされていたため、配当決議が行われても、その配当原資が資本剰余金であるか利益剰余金であるかは明確に区分されていた。

## 第3章 配当・資本の払戻しに対する税制等

前章に引き続き、ここでは、配当や資本の払戻しに対して、関係する税制上の取扱いを概観しながら整理してみることにする。

### 第1節 税制上の資本等の概念

#### 1 税制上の資本金等の額

##### (1) 資本金等の額の意義

従前、法人の「資本等の金額」は法人の資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額とされ、この場合の資本の金額又は出資金額については、法人税法上、これを借用概念と整理され、商法上の「資本」と同様に解されていた。資本積立金額は加算項目とされる金額から減算項目とされる金額を減算した金額とされ、詳細な定義規定が設けられていた。

会社法の制定に伴う税制改正により、法人税法上「資本等の金額」が「資本金等の額」<sup>(69)</sup>に改められるとともに、「法人が株主等から出資を受けた金額」と規定されその概念の明確化が図られている。また、法律段階でその概念が示されたことから、その細目については政令で定めることとされた。政令において、資本金等の額は、資本金の額又は出資金の額と、前事業年度までの資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額及び当該事業年度の資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額の合計額とを合計した金額とされ(法税令8)、新たに当該事業年度開始後の増減額が加えられた点が大きな相違点といわれている。

---

(69) 会社法の制定により従来の「資本」が「資本金」と規定されたことにより、法人税法も「資本金の額」「資本金等の額」と規定することとされた。これとともに「出資金額」も貸借対照表の「出資金」等の科目として表示された金額を指す場合には「出資金の額」と規定され、「資本金の額」及び「出資金の額」は貸借対照表に資本金又は出資金として表示される金額を指すことが明確化された。

## (2) 資本等取引の意義

法人税法においては、資本等取引に係る収益及び損失が益金及び損金の範囲から除外されている（法税法 22②、③三）。この資本等取引は、(i) 法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引と、(ii) 法人が行う利益又は剰余金の分配の2つに観念され<sup>(70)</sup>、上記(1)で述べた資本金等の額についての増減は狭義の資本等取引といわれているものである<sup>(71)</sup>。

この狭義の資本等取引は、第2章第2節1で概観したように、企業会計原則は、「資本取引と損益取引を明瞭に区別」し、企業の利益は資本取引から生じないという考え方をとっているとともに、「特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」として、資本剰余金の増減を生ずる取引はまさしく資本取引に含まれるものであり、会社法も、従前の商法以上に企業会計の慣行に依存する態度を鮮明にしているものと考えられる<sup>(72)</sup>。法人税法は、この企業会計原則及び会社法の考え方を前提として、狭義の資本等取引の除外<sup>(73)</sup>を明確にしつつ、税法上固有の概念である資本金等の額を法定するとともに、出資者に利益を還元する前の段階の所得を課税の対象とするため、企業会計原則では資本取引と認識しない利益又は剰余金の分配を損金の範囲から除外していると考えられる<sup>(74)</sup>。

---

(70) 資本等取引という概念は、総じて株主等との取引がその基本にあると考えられる。

(71) 金子・前掲注(18)261頁。

(72) 金子・前掲注(18)261頁では、「会社法も、①『株式会社の会計は公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする』と定めており(……)、また、②株主となる者が会社に払込みまたは給付した額のうち資本金に計上しないこととした額は資本取引によって生じたものであるという考え方のもとに、これを資本準備金として計上することを要求し(……)、さらに準備金の額の減少については、株主総会の決議を要求している(……)」と説明されている。

(73) 根底にある考えとして、企業の利益は、株主からの元手である資本の移転からは生じないものであって、損益取引から生ずるものであるとの考えや、仮に、資本等取引に対して課税すると、資本の充実を阻害する要因となるものとの考えがある。

(74) 利益又は剰余金の分配が資本等取引として企業の利益から除外される理由は、課税対象となる所得が確定された後にその中から分配されるべき性格のものであるためと考えられる。

## 2 税制上の利益積立金額の概念

### (1) 利益積立金額の意義

従前、法人の利益積立金額は加算項目とされる金額から減算項目とされる金額を減算した金額とされていた。

会社法の制定に伴う税制改正により、法人税法上の利益積立金額についても、資本金等の額と同様に、「法人の所得の金額で留保している金額」と規定されその概念の明確化が図られている。また、法律段階でその概念が示されたことから、その細目については政令で定めることとされた。政令において、利益積立金額は、前事業年度までの利益積立金額の増減額及び当該事業年度の利益積立金額の合計額とされ（法税令9）、新たに当該事業年度開始後の増減額が加えられた点が大きな相違点といわれている。

### (2) 損益取引の意義

上記1（2）において述べたように、企業会計原則上、資本取引に対峙する概念として損益取引という概念があり、明瞭に区別する必要があるとされている。法人税法上は、その会計上の資本取引を前提として、資本金等の額の法定化や利益又は剰余金の分配をも含めて「資本等取引」を定義し、特別に「損益取引」を定義するものではない。しかしながら、法人税法上、資本等取引に係る収益及び損失が益金及び損金の範囲から除外されていること（法税法 22②、③三）からすれば、資本等取引以外の取引は、法人税法においてはすべて損益取引という概念になる<sup>(75)</sup>。

---

(75) 武田隆二『法人税法精説』548頁・549頁（森山書店、1993）では、「会計上は資本取引というのに対し、税法上は資本等取引といい、『等』の文字が加えられているのは、会計学上、利益処分や利益剰余金の変動取引が資本取引であるか損益取引であるかについて2説存在し、通説的に一義的な規定がなされていない不確定概念であるため、税法としては増減資による資本自体の変動、資本積立金の増減取引（例えば、繰越欠損金を資本積立金額を取り崩して補填するような取引）以外に、『利益又は剰余金の分配』に係る取引を含むものとして、『等』という表現が用いられた」と説明されている。

## 第2節 資本・配当概念を中心とした税務上の対応

### 1 減資に対する税務上の取扱い

#### (1) 通常の資本金の減少

旧商法下において、減資は、株式の消却を伴うものと伴わないものとに分かれて規定されていたほか、会社財産を株主に払い戻すいわゆる有償減資と株主に払い戻さないいわゆる無償減資とに分かれていたため、税制上の取扱いもそれぞれ異なることとされていた<sup>(76)</sup>。会社法においては、第2章第3節1で述べたように、資本金の額が会社法第447条第1項の規定に基づき減少した場合のその減少額は、準備金（会社計算規則上→資本準備金）の額又は剰余金（会社計算規則上→その他資本剰余金）の額を増加し、欠損金の填補にも充てることができる。

この場合、会社法における資本金の額の減少による資本準備金の額の増加（会社計算規則26①一）又はその他資本剰余金の増加（会社計算規則27①一）は、一義的には旧商法上の無償減資と同様となることから、税制上

---

(76) 従前の税制上の取扱いとして、株式の消却を伴わない通常の減資のうち、(i)有償減資の場合については、発行法人側において減資資本等金額を資本の金額の減少と資本積立金額の減算（旧法税法27七ツ）として処理するとともに、その減資資本等金額を超える部分を利益積立金額の減算（旧法税法28ナ）として処理するほか、株主側において表裏関係にある譲渡損益課税とみなし配当課税が認識（旧法税法24①三、61の2⑦）されるが、(ii)無償減資の場合については、発行法人側において資本等の金額の総額は変動せず、減少した資本の金額を資本積立金額の増加（旧法税法27ヌ）として処理するほか、株主側において何らの処理を要しない。また、発行済株式数を減少させるという株式の消却を伴う減資のうち、(i)取得した自己株式を消却する場合については、発行法人側において消却した自己株式の消却直前の帳簿価額から自己株式の消却により減少した資本の金額を差し引いた残額を資本積立金額の減算（旧法27ナ）として処理し（自己株式に係る株主は存在しない）、(ii)株主が保有したままの株式を消却する場合については、発行法人側において消却資本等金額を資本の金額の減少と資本積立金額の減算（旧法27ネ）として処理するとともに、その消却資本等金額を超える部分を利益積立金額の減算（旧法28ナ）として処理するほか、株主側において表裏関係にある譲渡課税とみなし配当課税が認識（旧法24①四、61の2①）される。なお、後者の場合に、無償減資等があったときには、別途、時価との差額について課税の問題が生ずるとされている。

の資本金等の額の規定において、従来の規定（旧法税法二十七ヌ）と同様に、「資本金の額又は出資金の額を減少した場合（……）のその減少した金額に相当する金額」を資本金等の額の増加（法税令8⑩十三）として処理することとされており、会社法上の資本金の額を減少しても、その金額を株主に払い戻さない限りにおいては、資本金等の額の総額は変動しないと捉えられている。

また、資本金の額を減少して結果的に欠損金の填補をした場合には、会計上の欠損金は減少するが、税務上の取扱いにおいては、欠損金の減少がないものとして資本金等の額や利益積立金額の計算を行うこととされている。

## （2）旧商法上の有償減資に対応する手続

会社法下において、旧商法上の有償減資と同様の効果を得るためには、資本金の額を減少させると同時に、その減少した資本金の額に対応した剰余金の配当により株主に金銭等の払戻しを行うことになる。この剰余金の配当は、会社計算規則上はその他資本剰余金をその原資とするものであることから、税制上、後述する資本の払戻しに該当してみなし配当の規定が適用されることとなる（下記3（2）及び（3））。

## 2 準備金の減少に対する税務上の取扱い

### （1）準備金の減少による資本組入れ等

会社法においては、第2章第3節2で述べたように、準備金の額が会社法第448条第1項の規定に基づき減少した場合のその減少額は、資本金の額又は剰余金（会社計算規則上→その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の額を増加し、欠損金の填補にも充てることができる。

この場合、会社法における準備金の額の減少による資本金の額の増加（会社計算規則25①一）は、一義的には旧商法上の準備金の資本組入れ<sup>(77)</sup>と

---

(77) 従前、旧商法下における配当可能利益の資本組入れや利益準備金の資本組入れにあっては、会計上は利益準備金等が減少し資本の金額が増加したが、税務上は資本

同様となることから、税制上の資本金等の額の規定において、従来の規定（旧法税法27七カ）と同様に、「準備金（……）の額若しくは剰余金の額を減少して資本金の額若しくは出資金の額を増加した場合のその増加した金額……に相当する金額」を資本金等の額の増加（法税令8①十四）として処理することとされており、会社法上の準備金の額を減少しても、その金額を株主に払い戻さない限りにおいては、資本金等の額の総額は変動しないと捉えられている。

なお、会社法上、資本準備金の額の減少によるその他資本剰余金の額の増加（会社計算規則27①二）や利益準備金の額の減少によるその他利益剰余金の額の増加（会社計算規則29①一）、さらには、新たに許容されることとなった利益準備金の額の減少による資本金の額の増加（会社計算規則25①一）も、税制上の資本金等の額の総額又は利益積立金額の変動とは認識されない。

また、準備金の額を減少して結果的に欠損金の填補をした場合には、会計上の欠損金は減少するが、税務上の取扱いにおいては、欠損金の減少がないものとして資本金等の額や利益積立金額の計算を行うこととされている。

## （2）旧商法上の準備金の資本組入れに対応する手続

会社法下において、旧商法上の準備金の資本組入れと同様の効果を得るためには、準備金の額を減少させると同時に、その減少した準備金の額に対応した剰余金の配当により株主に金銭等の払戻しを行うことになる。この剰余金の配当は、会社計算規則上はその他資本剰余金をその原資とするものであることから、税制上、後述する資本の払戻しに該当してみなし配当の規定が適用されることとなる（本節3（2）及び（3））。

---

積立金額を資本の金額に組み入れたものとして、資本に組み入れられた金額は利益積立金額を減算することなく資本積立金額を減算する処理を行うことになっていた（法税法27七カ）。

### 3 剰余金の減少に対する税務上の取扱い

#### (1) 剰余金の減少による資本組入れ等

会社法においては、第2章第3節3で述べたように、剰余金の額が会社法第450条第1項又は第451条第1項の規定に基づき減少した場合のその減少額は、資本金の額又は準備金（会社計算規則上→その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の額を増加したり、同法第452条の規定に基づき欠損金の填補等に充てることができる。

この場合、会社法における剰余金の額の減少による資本金の額の増加（会社計算規則25①二）は、一義的には旧商法上の配当可能利益の資本組入れ<sup>(78)</sup>と同様となることから、税制上の資本金等の額の規定において、従来の規定（旧税法27七カ）と同様に、資本金等の額の増加（法税令8①十四）として処理することとされており、剰余金の額を減少しても、その金額を株主に払い戻さない限りにおいては、資本金等の額の総額は変動しないと捉えられている。

なお、会社法上、その他資本剰余金の額の減少による資本準備金の額の増加（会社計算規則26①二）やその他利益剰余金の額の減少による利益準備金の額の増加（会社計算規則28①一）、さらには、新たに許容されることとなったその他利益剰余金の額の減少による資本金の額の増加（会社計算規則25①一）も、税制上の資本金等の額の総額又は利益積立金額の変動とは認識されない。

また、剰余金の額を減少して結果的に欠損金の填補をした場合には、会計上の欠損金は減少するが、税務上の取扱いにおいては、欠損金の減少がないものとして資本金等の額や利益積立金額の計算を行うこととされている。

#### (2) 剰余金の配当を行った株式発行法人側の処理

株式発行法人が剰余金の配当を行った場合は、(i) 剰余金の原資にその

---

(78) 前掲注(77)参照。

他資本剰余金が含まれていないときには、法人税法第23条第1項第1号に掲げる「剰余金の配当」に該当して本来の配当の規定が適用され、(ii) 剰余金の原資にその他資本剰余金が含まれているもので分割型分割によるものの以外のものであるときには、同法第24条第1項第3号に掲げる「資本の払戻し」に該当してみなし配当の規定が適用されることとなる<sup>(79)</sup>。

この「資本の払戻し」により金銭等が株主に交付した場合には、株式発行人側において、(i) 減資資本金額（当該資本の払戻し直前の資本金等の額に、原則として、前事業年度終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（簿価純資産価額）のうち当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額により交付した金銭等の価額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額）を資本金等の額から減算（法税令8①一九）するとともに、(ii) 交付金銭等がその減資資本金額を超える場合におけるその超える部分の金額を利益積立金額から減算（法税令9①七）する処理が行われる。

なお、その他資本剰余金が含まれる剰余金の配当を受領した株主においては、みなし配当及び有価証券の譲渡損益の計上が必要となるため、株式発行人が株主に対して会社財産を交付する際には、法人税法第24条第1項第3号に規定する資本の払戻しである旨、資本の払戻しとなる剰余金の配当の効力が生ずる日及び1株当たりのみなし配当金額並びに法人税法施行令第23条第1項第3号に規定する割合を通知することとされている（法令23④、119の9②）。

### (3) 剰余金の配当を受けた株主側の処理

株主が剰余金の配当を受けた場合は、(i) 剰余金の原資にその他資本剰余金が含まれていないときには、所得税法第24条第1項第1号又は法人税法第23条第1項第1号に掲げる「剰余金の配当」に該当して本来の配当の

---

(79) 旧商法下において、その他資本剰余金を原資とする配当をした場合に、商法手続上配当決議が行われることから、払戻し金銭等の原資がその他資本剰余金であっても税務上は利益の配当として捉えていた（旧法基通3-1-7の5）。

規定が適用され、(ii) 剰余金の原資にその他資本剰余金が含まれているもので分割型分割によるもの以外のものであるときには、所得税法第25条第1項第3号又は法人税法第24条第1項第3号に掲げる「資本の払戻し」に該当してみなし配当の規定が適用されることとなる<sup>(80)</sup>。

この「資本の払戻し」により金銭等の交付を受けた場合には、株主側において、その交付を受けた金銭等のうち、(i) 資本金等の額に当たる部分、すなわち株式発行人の簿価純資産価額に占める払戻金銭の額の割合に対応する部分の金額を譲渡原価として、譲渡損益を計上するとともに（法税法61の2⑩、法税令119の9①等）、(ii) 利益積立金額に当たる部分、すなわち交付金銭等が譲渡原価を超える部分の金額がみなし配当とされる（法税法24①三、法税令23①三等）。

この場合、その他資本剰余金を原資とする剰余金の配当を受けた法人において、その有価証券が売買目的有価証券でないときは、企業会計上、その有価証券の帳簿価額が減額され、みなし配当収益及び譲渡損益が計上されないことになることから、別途、申告調整を行う必要がある。

#### (4) 株式の消却による減資の場合

会社法において株式の消却の対象となる自己株式を株式発行人が取得した場合には、法人税法上、株式発行人側の取得時において、取得対価のうちみなし配当に相当する金額は利益積立金額を減算（法令9①十）し、それ以外の部分については資本金等の額を減算（法令8①二十、二十一）する処理が行われるとともに、株主側においては、その裏腹の処理として、譲渡損益課税とみなし配当課税が連動して行われる。

したがって、株式発行人が保有する自己株式について会社法上の消却を実施しても、資本金等の額の総額又は利益積立金額が変動することはない。

---

(80) 株主側についても前掲注(79)参照。

#### 4 資本性の金額変動に対する税務上の取扱いの変遷

減資等による払戻金を中心とした私法上の資本性の金額変動に対しては、従来からみなし配当規定等の中で、配当の収入金額とみなされる部分と、資本の払戻したる株式（出資）に係る譲渡所得の収入金額とされる部分とがあるが、この点、税務上の取扱いは、有価証券譲渡益課税制度との関連で幾多の変遷をたどってきている。

##### (1) 減資等に係るみなし配当課税の始まり（大正9年）

減資等による払戻金に係るみなし配当の規定は、大正9年の税制改正で設けられた。

当時、一時的に発生する所得である譲渡所得が非課税となっていたが、個人株主段階における配当所得にも課税が行われることとなったことに伴い、減資等による払戻金に対しては、その払戻しの機会を捉えて、その払戻金の額が株式の払込済金額又は出資金額を超過する場合に、その超過金額を配当とみなして課税するという仕組み（すなわち、受取配当としての二重課税の調整が適用される。）が採られた。これは、税制全体を通してのみなし配当課税の始まりである。

##### (2) 株主側の受け手基準への改正（昭和22年）

昭和21年の改正で一般の譲渡所得が課税対象とされ、翌昭和22年の改正で有価証券の譲渡益も一般の譲渡所得と同様に課税されるようになった。これに伴い、個人株主段階における配当所得と譲渡所得との区分調整のため、減資等による払戻金に対するみなし配当の金額を計算する際の基準であった「株式の払込済金額又は出資金額」が「株式等の取得価額」に改正された。すなわち、金銭等を交付する法人側ではなく、その交付を受ける個人株主側の株式等の取得価額を基準として譲渡所得と配当所得との収入認識がなされることとなったものである。

##### (3) 積立金上積み基準の導入（昭和25年）

減資等による払戻金に対するみなし配当課税について、その払戻金を原資に応じた所得種類に区分して課税するという考え方が採り入れられ、そ

の払戻金の額が株式等の取得価額を超える場合には、その超過金額をさらに、法人の積立金額から成る部分に対応する金額とそれ以外の金額とに分け、前者の金額をみなし配当とし、後者の金額を譲渡所得として課税することとされた。したがって、法人株主段階においては前者の金額だけを対象として益金不算入とされることとなった。

#### (4) 利益積立金額の資本組入れに対するみなし配当課税導入（昭和 26 年）

昭和 25 年の商法改正（授権資本制度や無額面株式制度の採用をはじめとして、償還株式、株式配当、準備金の資本組入れに関する制度の導入等についての改正）の施行に伴い、昭和 26 年の税制改正において、個人又は法人が株式を保有している場合において、その株式発行人が準備金を資本に組み入れられた金額のうち法人税法 16 条に規定する積立金の全部又は一部を資本に組み入れたときは、その組み入れられた積立金のうちその有する株式に対応する部分の金額を配当とみなすこととされた。すなわち、法人税法の利益積立金額に対応する部分が一旦配当され、その後資本に組み入れたとみることとなった。また、株式配当は利益配当の一形態とされた。

なお、課税実務上の取扱いとして、その組み入れた準備金のうちに法人税法 16 条に規定する積立金があるかどうか及びその金額は、法人の計算に従うものとし、法人が計算を行わなかった場合には、準備金の金額の割合によることとされた<sup>(81)</sup>。

---

(81) 法人税の基本通達（昭和 25. 9. 25 直法 1-100）165 の 4 において「法人が商法第 293 条の 3 の規定によりてその準備金を資本に組み入れた場合において、その組み入れた準備金のうちに法第 16 条に規定する積立金があるかどうか及びその金額は、商法第 293 条の 3 の規定による取締役会の決議の際における法人の計算に従うものとし、法人がその計算を行わなかった場合においては、その組み入れた日の直前における法第 16 条の積立金とその他の準備金の金額の割合によってそれぞれ組み入れられたものとする」とされていた。  
なお、昭和 44 年の法人税基本通達（昭和 44. 5. 1 直審(法)25(例規)）の制定時に、3-1-8（準備金の資本組入れの場合の利益積立金額の計算）として「法人が商法第 293 条ノ 3 の規定により準備金を資本に組み入れた場合において、その準備金のうちに利益積立金額があるかどうかおよびその金額は、法人の計算に従うものと

## (5) 含み益基準の導入と個人法人分離方式の始まり（昭和 28 年）

有価証券の譲渡益が原則非課税とされたことに伴い、解散による分配金及び合併交付金に対するみなし配当が非課税とされた。他方において、所得税法上の減資等による払戻金に対するみなし配当課税に当たって、「株式等の取得価額」という基準がなくなる<sup>(82)</sup>とともに、みなし配当が「積立金額から成る部分に対応する金額」から構成されるもの（ポジティブ表現）となっていたものを、「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額以外の金額」という表現（ネガティブ表現）に改められることにより、含み益を原資として分配された払戻金部分に対してもみなし配当課税の対象とされることとなった。すなわち、個人株主にあつては、その払戻金の額が資本等の金額を超える場合に、その超過金額がみなし配当とされ、金銭等を交付する法人側のみなし配当相当額が金銭等を受け取る個人株主側においても配当としてみなすこととされたものである。

なお、所得税法上の源泉徴収制度もこれを受けた改正が行われ、みなし配当に対する源泉徴収制度が誕生した。

一方、法人税法上のみなし配当課税に当たっては、減資等による払戻金の額がその「株式等の取得価額」を超過する場合に、その超過金額のうち資本等の金額から成る部分以外の金額がみなし配当とされ、従来の積立金額だけでなく、含み益を原始として分配された払戻金部分に対してもみなし配当とされた。なお、所得税法とは異なり、法人株主にあつては、「株式

し、法人がその区分を行わなかった場合には、その組入れの日の直前における利益積立金額とその他の準備金の金額の割合によってそれぞれ組み入れられたものとす」とされた。

- (82) 岩尾一編『所得税法〔I〕』51頁（日本評論新社、1954）では、「みなし配当については、従来は取得価額を基準とし、取得価額を超過する金額のうち、積立金額に対応する金額を配当とみなし、それ以外を譲渡所得としたのであるが、昭和二八年八月法律第一七三号の改正により有価証券の譲渡所得は課税されない（譲渡による損失も他の所得から控除しない）こととなったので、取得価額を基準とすることが合理性を失ったので、本条において資本金額を基準としてみなす配当を課税することとしたのである」と説明されている。

等の取得価額」基準はそのままとされた。

この両者の改正により、所得税法と法人税法とのみなし配当の額の算定方法に根本的な相違が生じ、株式等の帳簿価額が資本等の金額に相当する額を超える場合には、法人税法上のみなし配当は所得税法上のみなし配当に比べ少額となるが、これはみなし配当に譲渡損を吸収させたような形でみなし配当の益金不算入額が少なくなるとみることができる。有価証券の譲渡所得が原則非課税とされたことの所得計算上のつじつまを合わせたとする見方もある。

これに対して、減資等による払戻金の中で積立金額から成る部分は既に法人税の課税された部分であり、その意味からは、むしろ所得税法の建前の方がむしろ理論的であるという考え方もあった。

#### (6) 利益をもってする株式の消却のみなし配当課税導入（昭和 34 年）

昭和 34 年に、当時、同族会社において資本の減少を伴わない利益をもってする株式の消却を行う事例がみられたところであり、その実質は利益積立金額の資本組入れと同様であるという考え方の下、これに対応するために所要の規定の整備が行われた。

#### (7) みなし配当課税の抜本的改正までの期間

その後、有価証券譲渡益の原則非課税制度は概ね課税ベースを拡大しつつ、昭和 63 年 7 月に、税制改革の一環として原則課税へと転換したが、みなし配当額の算出方法については改正が行われなかった。なお、減資等による払戻金のうち資本等の金額に相当する部分については譲渡益課税の対象となった<sup>(83) (84)</sup>。

---

(83) 課税実務上の取扱いとしては、昭和 55 年の法人税基本通達の改正（昭和 55. 5. 15 直法 2-8（例規））により、従前の 3-1-9（準備金の資本組入れの場合の利益積立金額の計算）（昭和 48 年に前掲注(81)の 3-1-8 から通達番号変更）が 3-1-10（準備金の資本組入れの場合のみなし配当の額の計算）に改正され、準備金の資本組入れの場合に既存の準備金の比率によっていた取扱いが廃止され、法人計算によることに統一された。

(84) 前掲注(83)の改正と同時に 3-1-8（減資等の場合のみなし配当の額の計算）が新設された。これは、減資等に際して会社財産の合計額が発行法人の資本の金額等

平成2年の商法改正により、従来の株式配当の規定が削除され、株式の発行を伴わない配当可能利益の資本組入れ（商法293ノ2）と株式分割との2つの概念に整理されているが、みなし配当に関する税制改正は行われず、前者がみなし配当に該当するものとされたことから、商法と税法とのねじれ現象が生じた。賛否両論の議論がなされてきたところである。さらには、会社の経理処理によることの問題点や法人の受取配当等の益金不算入の対象となる問題点も指摘されつつ総合的に勘案されて改正が行われたものである。

なお、課税実務上の取扱いとして、法人が商法293条ノ2の規定により配当可能利益を資本に組み入れた場合には、みなし配当の規定の適用があることが念のため明らかにされている<sup>(85)</sup>。

#### (8) みなし配当課税の抜本的改正（平成13年）

平成13年の商法改正に先立って、平成13年度の税制改正が行われ、組織再編税制の見直しが行われた。その中で、資本の部の金額のうち、株主等が拠出した部分の金額と法人が稼得した部分の金額とを峻別し、両者を混同しないという基本的な考え方に基づいて<sup>(86)</sup>、資本の部の金額の取扱いが抜本的に見直された。それと連動するように、資本の部の金額と密接な関係にあるみなし配当課税制度も大きく変容を遂げることとなった。すなわち、利益をもってする株式の消却など株主等に対して資産の交付がない場合のみなし配当課税が廃止<sup>(87)</sup>されるとともに、法人株主のみなし配

---

から成る部分の金額を超える場合に、その超える部分の金額が資本積立金額又は利益積立金額のいずれから成るかは、法人の計算によるとされ、従前の準備金の資本組入れの考えが準用されていた減資等の分野において、一般的な取扱いとして明確化されたものであった。

(85) 平成3年の法人税基本通達の改正（平成3.12.25 課法2-4（例規））により、3-1-10（利益の資本組入れ）が新設されている。

(86) 国税庁「平成13年改正税法のすべて」134頁。

(87) 国税庁・前掲注(86)18頁では、「例えば、商法上の利益や準備金の資本組入れが行われた場合であっても、このような会社経理とは別に、法人税法上は、その資本に組み入れられた金額を資本積立金額の減算項目として処理することにより、商法上の資本の金額と法人税法の資本積立金額との合計額である『資本等の金額』を増加

当額の算定に係る帳簿価額基準が廃止された。これらのみなし配当課税制度の抜本的改正は、株式発行人の利益積立金額の減少をより一層適切に株主等の配当に反映させるとの観点から見直しが行われたものである<sup>(88)</sup>。

#### イ 株主等に対して資産の交付がない場合のみなし配当課税の廃止

平成13年改正前の税法では、現実に株主等に対して資産の交付がない場合であっても、①利益又は剰余金をもってする株式の消却（昭34）、②利益積立金額の資本又は出資への組入れ（昭26）、③解散により残余財産の一部を分配した後における継続又は合併による消滅（昭30）の事実が生じたときには、株主等に対してみなし配当課税がなされていた（それぞれかっこ書の年に導入されたもの）。

これらの制度について、上述したとおり商法と税法とのねじれ現象や、会社の経理処理によることの問題点や法人の受取配当等の益金不算入の対象となる問題点も指摘されつつ総合的に勘案されて改正が行われたものである<sup>(89)</sup>。

この改正により、利益をもってする株式の消却など株主等に対して資産の交付がない場合のみなし配当課税が廃止され、みなし配当を認識するのは、資産の交付があった場合に限定されることとなった。

#### ロ 法人株主の配当額算定に当たっての帳簿価額基準の廃止

法人税法におけるみなし配当の額は、従前は、法人株主等が交付を受けた金銭等の額が旧株の帳簿価額を超える場合のその超える部分で、かつ、株式発行人の資本等の金額に相当する部分以外の部分から成る金

させないこととする等を内容とする『資本積立金額』及び『利益積立金額』の意義（定義）の抜本的な改正（いわゆる『税法基準』の採用）が行われ」とされた上で、「会社経理のいかんにかかわらず、法人税法上の資本等の金額はこれらの事実がなかったときと同様の状態に置かれることとなります」と解説されている。

(88) 国税庁・前掲注(86)134頁。

(89) 国税庁・前掲注(86)18頁では、「こうした法人税の基本的仕組みについての考え方の整合性や資産の交付がない場合のみなし配当課税について従来から指摘されてきた問題点など総合的に勘案され、今回の改正を機に、従来の金銭その他の資産の交付がない場合のみなし配当に対する課税は、行わないこととされました」と解説されている。

額とされていた。

この改正により、この帳簿価額を基準とする取扱いは廃止され、株式発行法人側の資本等の金額を基準とした算定方法だけが残り、結果として、所得税法における取扱いと同一となった。法人間配当に対しても、所得税と同様に株式発行法人の金銭等の交付財源を基礎とすることに改められたのである。

改正の趣旨としては、「法人がその活動により稼得した利益を還元したと考えられる部分の金額の有無や多寡は、本来、その株主等の株式の帳簿価額とは関係がない」という考え方によるものとされている<sup>(90)</sup>。

#### ハ 株式に対応する資本等の金額の計算規定の整備

資本積立金額や利益積立金額の意義の抜本的な見直しにより、これらの金額の計算がいわゆる「税法基準」によることとされたことに伴い、新たに、この税法基準の考え方に沿った形でみなし配当の計算の基礎となる「その法人の資本等の金額のうち株式に対応する部分の金額」の計算方法が整備された<sup>(91)</sup>。いわゆるプロラタ方式の導入がなされたものである。

この整備に伴い、みなし配当の額の計算に当たって私法基準である「法人計算による」という取扱通達は廃止された<sup>(92)</sup>。

### 第3節 配当税制の適用範囲の拡大と私法基準の変容可能性

#### 1 配当税制の適用範囲の拡大と執行上の問題

##### (1) 外国子会社配当益金不算入制度の導入

本研究における配当概念は、国内法人からの配当を前提とした配当控除

(90) 国税庁・前掲注(86)162頁。

(91) 国税庁・前掲注(86)20頁。

(92) 平成13年改正に係る法人税基本通達の改正(平成14.2.15課法2-1ほか)により、3-1-8(減資等の場合のみなし配当の額の計算)及び3-1-10の2(準備金の資本組入れの場合のみなし配当の額の計算)が廃止された。

制度や受取配当益金不算入制度だけにとどまらず、国際課税の分野である外国税額控除制度や外国子会社合算税制（CFC 税制）にも存在するものである。この分野については、直近の平成 21 年度の税制改正において法人税法改正が行なわれ、国際的な二重課税の調整方式として、既存の外国税額控除制度の中の間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社配当益金不算入制度が導入されている。これは、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点に加え、我が国経済の活性化の観点から、我が国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備が求められる中、企業が必要な時期に必要な金額だけを戻すことが重要であるとされたものであり、今後、外国子会社からの利益還流の増加が想定される。

## （2）みなし配当規定の適用範囲の拡がり

このような外国子会社からの利益還流に関しては、本来の配当以外に、法人税法上のみなし配当に該当する金銭等の授受についても「みなし配当」規定が適用されることとなるが、その適用に当たっては、当然のことながら我が国法令に準拠した計算が求められることとなる。近年、外国事業体<sup>(93)</sup>が格段の成長を遂げていると考えられる中で、外国事業体からの配当類似の利益還流に対して我が国のみなし配当規定を適用することは、借用概念を原則としつつ、今後、その執行上の適正・公平性の確保について、より困難性を増す場面が多くなると想定される。

## 2 私法基準の変容可能性と執行上の問題

### （1）会社計算規則の改正

会社法施行時においては、会社計算規則上、利益準備金やその他利益剰余金の資本組入れが制限されていたが（一部に批判<sup>(94)</sup>はあった。）、今般

---

(93) ニューヨーク州の L L C（有限責任会社）から支払を受けた分配金に関して、法人であるかどうか、配当所得に当たるかどうか争われた事件がある（東京高裁平成 19 年 10 月 10 日月報 54 巻 10 号 2516 頁）。

(94) 例えば、法務省令の制限は、法律に反する無効なものである疑いが濃いとの指摘（江頭・前掲注(1)において、利益準備金に関しては 599 頁・その他利益剰余金に関

の改正<sup>(95)</sup>において、その資本組入れが許容され、利益から資本への流れが生ずる可能性が出てきた<sup>(96)</sup>。なお、もう一方の資本から利益への流れが許容される可能性は低いものと考えられるが、会社法における欠損の額の填補や企業会計における負の残高になった利益剰余金の填補<sup>(97)</sup>については可能であることから、その填補後、会計処理にもよる<sup>(98)</sup>が、将来の利益により回復したその他利益剰余金に資本性の金額が事実上含まれる可能性があると考えられる。また、会社法施行前において利益準備金には資本性の金額が組み入れられていたことは紛れもない事実である<sup>(99)</sup>。

しては603頁)がある。

(95) 平成21年3月27日法務省令7号。

(96) 大野晃宏ほか『会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令』の解説—平成21年法務省令第7号—会計・監査ジャーナル21巻5号56頁(2009)では、「(2)利益及び利益準備金の資本組入れの許容(新計算規則第25条・第29条)」の項目の中で「新計算規則では、株式会社が資本金の額を増加する場合の原資を資本準備金及びその他資本剰余金に限定しないものとする」と、秋坂朝則「改正会社計算規則の内容とこれからの課題—会社基準との役割分担明確化に伴う規定の整理と財規等改正への対応—」企業会計61巻7号89頁(2009)では、「改正前会社計算規則48条1項1号及び同項2号はそれぞれ括弧書において、資本組入れをすることのできる準備金又は剰余金を資本準備金又はその他資本剰余金に限定していたため、会社法において制限されていない準備金または剰余金の資本組入れが法務省令により制限されるということになっていたもので、そのような状況が解消されたことになると説明されている。

(97) 平成14年2月21日付(最終改正:平成18年8月11日)「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(企業会計基準第1号)」19項では「資本剰余金の各項目は、利益剰余金の各項目と混同してはならない。したがって、資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められない」としつつも、同61項では「ただし、利益剰余金が負の残高のときにその他資本剰余金で補てんするのは、資本剰余金と利益剰余金の混同にはあたらないと考えられる。もともと払込資本と留保利益の区分が問題になったのは、同じ時点で両者が正の値であるときに、両者の間で残高の一部又は全部を振り替えたり、一方に負担させるべき分を他方に負担させるようなケースであった。負の残高になった利益剰余金を、将来の利益を待たずにその他資本剰余金で補うのは、払込資本に生じている毀損を事実として認識するものであり、払込資本と留保利益の区分の問題にはあたらないと考えられる」とされている。

(98) 現行の会計基準によれば、将来の利益が発生した場合において、その発生した利益を過去において填補を受けた「その他資本剰余金」の項目に振り替えることを積極的に求めることとされない。

(99) 従前のその他資本剰余金を原資とする配当について、弥永真生「会社の計算と会社法の現代化」租税研究663号111頁(2005)では、「現に、これまでは、その他資本剰余金を分配しても、その中から一部分、利益準備金として積み立てるという不思議

## (2) 外国の法令における資本と利益

さらには、本節1の配当税制の適用範囲の拡大を念頭に置けば、外国の法令に目を転じる際に、「資本剰余金」というメルクマールに關すれば、外国法令上の資本性の金額と利益性の金額との峻別状況の確認は極めて不透明とならざるを得ず、今後の執行可能性に大きく影響するものと想定される。

なお、課税実務上の取扱いとして、外国法人の資本金以外の資本金等の額に類するものであるかどうかについては、その積立てが行われた時における当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国の法令に定めるところを勘案して判定することとされているが<sup>(100)</sup>、実務上の判定は困難性を増すものと考えられる。

## 第4節 現行の配当規定の切分けに関する問題点

### 1 配当税制上のプロラタ方式に関する問題点

#### (1) 私法基準と税法基準の変遷

近年の商法改正に伴った税制等の対応について、借用概念的な私法基準と固有概念的な税法基準という観点から考察してみると(次々頁の「私法基準と税法基準の変遷(イメージ図)」参照)、平成13年改正の直前まではおおむね「私法基準」的な対応をしていた。まず、商法上「利益の配当」

---

議な結果になっていたのです。即ち利益準備金の要積立額は利益処分によって社外流出する金額を基準として計算していたわけですが、その他資本剰余金も実は利益配当で流出させることができたものですから、これまでは例えばその他資本剰余金しかなくてそれを財源にして利益配当をすると、その他資本剰余金のうちの、ある部分は株主さんのところに配当される、ある部分は利益準備金に組み入れられるということで、資本剰余金が利益剰余金の性質を有している利益準備金に組み入れられるという奇妙な結果になっておりました。それは資本剰余金と利益剰余金の区分という会計学の考え方からすると、若干問題がありました」と説明されている。

(100) 昭和55年の法人税基本通達の改正(昭和55.5.15直法2-8(例規))により、1-4-7(外国法人の資本積立金額)が新設され、現在も同様の取扱いが続いている。

を中心に蝟配当など不適法な配当も利益の配当を構成するという借用概念の採用はまさしく私法基準といえるものである。また、利益積立金額の資本組入れを税制上2つの取引があったものと擬制してみなし配当課税していたが、その行為のベースとなるものは商法上の手続に着目しているものであることから、「実質的な私法基準」であると考えられる。なお、取扱通達上資本に組み入れられた準備金の原資構成について法人計算による処理を許容していたことは、まさしく私法基準に委ねていたものである（本章第2節3（4）なお書参照）。これは、減資等による払戻金の原資構成についても同様であった<sup>(101)</sup>。

その後、平成13年4月の改正において、金銭等の交付がない場合のみなし配当規定が廃止され、従前税制上2つの取引があったものと擬制していたものを税制上資本積立金額から資本の金額へのシフトと認識したことから、いわば「実質的な税法基準」への転換があったものと考えられる。また、減資等による払戻金の原資構成については、具体的な計算方法が解釈に委ねられていた<sup>(102)</sup>とされる取扱通達から脱却し、法令上計算方法が整備された「私法基準&税法基準」にシフトしたものと考えられる。具体的には、減資等に伴うみなし配当に対してはプロラタ方式が導入<sup>(103)</sup>されたものである。なお、平成13年6月の商法改正（議員立法）によって認められた「資本準備金を原資とする配当」については、税制上特段の措置は採られず、商法上（私法上）の利益の配当手続を経て株主に対して交付されるものであったことから、利益の配当としての取扱いがなされることとな

(101) 前掲注(84)参照。

(102) 国税庁・前掲注(86)20頁では、「従来、みなし配当の金額の計算の基礎となる金銭その他の資産の交付の基因となった株式に係る資本等の金額については、法令上明確な計算規定が設けられておらず、その具体的な計算方法は解釈に委ねられていました。このため、実際の取り扱い上も、法人税と所得税とでは計算の方法が異なっており、従来から、その計算方法の統一の必要を指摘する意見もありました」と解説されている。

(103) プロラタ方式の導入の要素としては、①減資等の時点における税法基準による一部清算概念の導入、②会計数値と税法数値の根本的差異の存在、③発行法人の恣意性の排除、④利益等の資本組入れの法的可能性の存置などが考えられる。

ったことは第1章第1節2で述べたとおりである。

○ 私法基準と税法基準の変遷（イメージ）

	商法(会社法)規定	税法規定	取扱通達
平成13年直前	利益の配当 ⇨	利積 ⇨ 配当 (私法基準)	—
	利益準備金 ↓ 資本組入れ	みなし配当として配当課税 利積 ⇨ 配当 ⇨ 資本 (実質的な私法基準)	法人計算による [法基 3-1-10 の2] (私法基準)
	資本等 ⇨ 減資等	みなし配当として配当課税 資本等以外 ⇨ 配当 資本等 ⇨ 払戻し (私法基準)	法人計算による [法基 3-1-8] (私法基準)
平成13年4月	利益の配当 ⇨	利積 ⇨ 配当 (私法基準)	—
	利益準備金 ↓ 資本組入れ	みなし配当課税の廃止 資積 ⇨ 資本 (実質的な税法基準)	取扱通達の廃止 (同左)
	資本等 ⇨ 減資等	みなし配当として配当課税 資本等 ⇨ 配当 資本等 ⇨ 払戻し プロラタタ (私法基準 & 税法基準)	取扱通達の廃止 (同左)
13.6	資本準備金 ⇨ 配当	—	利積 ⇨ 配当 [法基 3-1-7 の5] (出口における私法基準)
平成18年5月	利益 ⇨ 資本 ⇨ 剰余金 ⇨ 配当	(資本剰余金のないもの) 剰余金 ⇨ 配当 (私法基準)	—
	○ 株式の消却を伴わない資本の払戻しの廃止 会社計算規則上、利益剰余金の資本組入れ制限規定あり	(資本剰余金を含むもの) 剰余金 ⇨ 配当 剰余金 ⇨ 払戻し プロラタタ (私法基準 & 税法基準)	取扱通達の廃止 (同左)
21.4	○ 会社計算規則上、利益剰余金の資本組入れ制限規定廃止	↓	↓
	将来(or 外国) ?	?	?

(注)「私法基準」や「税法基準」は便宜的なものであり、明確な定義づけを行なったものではない。

## (2) 現行のプロラタ方式への移行に当たっての疑問

直近の会社法の施行に対応する配当税制は、会社法の委任を受けた新たな会社計算規則<sup>(104)</sup>が企業会計<sup>(105)</sup>に沿い、資本性の金額と利益性の金額との混同を制限・禁止する方向に変わっても、従前のプロラタ方式を基本とする取扱いを踏襲する型で構築されていた。すなわち、この段階において、全面的な私法基準の導入には至らなかったのである。

ただし、計算過程における算式の分子の金額については、資本性の金額と利益性の金額とが入り混じった剰余金の配当概念が「資本剰余金」の有無によって区分されたことが影響され、従前の「交付金銭等の合計額」から「減少した資本剰余金の額」に改められた。これは同時に、第1章第2節2(1)で述べた戸惑いの一要因になったとも考えられる。

この結果、従前の減資等の場合のみなし配当額の計算(下記の「従前の減資等のみなし配当額の計算」参照)は、「①全額を減資等の対価とする場合」や「②複数に分けて減資等の対価とする場合」であっても、その減資等の対価のすべてがプロラタ方式に服するため、みなし配当額となる総額は一致するのに対して、新たな配当税制においては、資本剰余金を含む剰余金の配当が一度に交付された場合は政令規定でみなし配当額が統一的に計算されるが、配当決議を複数に分けた場合(第1章第2節2(2))は異なる課税関係が創出されることとなった。

平成13年に法令上プロラタ方式が導入された趣旨として、本来、減資等の払戻金は、会社清算型を先取りしてその一部の離脱・脱退に類似するものであることから、いわば「どこを切っても金太郎飴」をイメージして、その払戻金の全額を分子に持つてくることにより、税法基準である利益積立金額に対応する部分が「みなし配当」とされたものである。それにもかかわらず、税制改正後は「減少した資本剰余金の額」を分子にすることにより、結果的に不規則的な取扱いを許容する要因になったものと思慮する

---

(104) 平成21年3月改正前の会社計算規則(平18法務省令13号)第48条。

(105) 企業会計基準第1号・前掲注(97)19項。

ものである。

課税実務上、疑問なしとはしない。

## ○ 従前の減資等の場合のみなし配当額の計算

[設例] 第1章第2節2(1)の財務諸表を有する株式発行人が、①資本等の金額等の80,000(b)の全額を減資等の対価とする場合、②資本等の金額等のうち、まず50,000(b1)を減資等の対価とし、次に30,000(b2)を減資等の対価とする場合

### ① 全額を減資等の対価とする場合

$$\begin{aligned}
 \text{A 減資資本等金額} &= \frac{\text{減資等の直前の資本等の金額 (税)}}{\text{資本等の金額 (税)}} \times \frac{\text{減資等により交付した金銭の額等の合計額 (会)}}{\text{前期末の簿価純資産価額 (税)}} \\
 &= 450,000 \times \frac{80,000}{800,000} = \underline{45,000} \quad \dots\dots \text{資本等対応} \\
 & \hspace{10em} \text{(A)}
 \end{aligned}$$

$$\text{B 利益積立金額の減少額} = \underline{80,000} - 45,000 = \underline{35,000} \quad \dots\dots \text{みなし配当}$$

### ② 複数に分けて減資等の対価とする場合

#### イ 第1回目

$$\begin{aligned}
 \text{A 減資資本等金額} &= \frac{\text{減資等の直前の資本等金額 (税)}}{\text{資本等金額 (税)}} \times \frac{\text{減資等により交付した金銭の額等の合計額 (会)}}{\text{前期末の簿価純資産価額 (税)}} \\
 &= 450,000 \times \frac{50,000}{800,000} = \underline{28,125} \quad \dots\dots \text{資本等対応} \\
 & \hspace{10em} \text{(A)}
 \end{aligned}$$

$$\text{B 利益積立金額の減少額} = \underline{50,000} - 28,125 = 21,875 \quad \dots\dots \text{みなし配当} \rightarrow$$



## ○ 「純資産の部」の項目別の「①減少→②増加」相関表

①減少		②増加		増 加 項 目 (+)			
		資 本 金		準 備 金		剰 余 金	
				資本準備金	利益準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金
減 少 項 目  (△)	資 本 金	_____	会法 447①二 会規 26①一	会法 447①二 不 可	会法 446 三 会規 27①一	会法 446 三 不 可	
	準 備 金	資本準備金	会法 448①二 会規 25①一	_____	_____	会法 446 四 会規 27①二	会法 446 四 不 可
		利益準備金	会法 448①二 (新) 会規 25①一	_____	_____	会法 446 四 【可能】	会法 446 四 会規 29①一
	剰 余 金	その他資本 剰余金	会法 450① 会規 25①二	会法 451① 会規 26①二	会法 451① 不 可	_____	_____
その他利益 剰余金		会法 450① (新) 会規 25①二	会法 451① 【可能】	会法 451① 会規 28①一	_____	_____	

(注) 根拠規定については、上段が会社法を示し、下段が会社計算規則を示す。

なお、「(新)」の表示部分が、今般の改正(前掲注(95)参照)で新たに許容されたものである。

すなわち、項目別の増減に関する説明は、次のとおりとなる。

## イ 資本金の項目からのシフト

相関表①の資本金の額の減少によって、相関表②の準備金の額又は剰余金の額の増加が会社法上は可能(会社法 447①二、446 三)だが、そのうち利益準備金の額及びその他利益剰余金の額へのシフトが会社計算規則上は不可(増減規定の不存在)となっている。

## ロ 準備金の項目からのシフト

相関表①の準備金の額の減少によって、相関表②の資本金の額又は剰余金の額の増加が会社法上は可能(会社法 448①二、446 四)だが、そのうち資本準備金の額からのその他利益剰余金の額へのシフト及び利益準備金の額からのその他資本剰余金の額へのシフトが会社計算規則上は不可(規定の不存在)となっている。ただし、利益準備金の額から

のその他資本剰余金の額へのシフトについては、資本金の額へのシフトを介在することにより可能となる。

#### ハ 剰余金の項目からのシフト

相関表①の剰余金の額の減少によって、相関表②の資本金の額又は準備金の額の増加が会社法上は可能（会社法 450①、451①）だが、そのうちその他資本剰余金の額からの利益準備金の額へのシフト及びその他利益剰余金の額からの資本準備金の額へのシフトが会社計算規則上は不可（規定の不存在）となっている。ただし、その他利益剰余金の額からの資本準備金の額へのシフトについては、資本金の額へのシフトを介在することにより可能となる。

#### (2) 資本性の金額から利益性の金額へのシフト

同様に、事実上「その他資本剰余金」から「その他利益剰余金」へのシフトも可能となると考えられる<sup>(106)</sup>。

すなわち、欠損金の補填を通じて、「資本性の項目」の減少から「その他利益剰余金」の増加がなされるような場合、具体的には、第1章第2節2の説例を、次のように数値等を置き換えた場合を想定する。

- ① その他資本剰余金 300,000→900,000
- ② その他利益剰余金 500,000→△100,000
- ③ 資産のうちA資産には含み益として 100,000（簿価 300,000、時価 400,000）があり、いつの時点においても売却可能である。

このような状況において、X1期の株主総会の普通決議において、マイナスのその他利益剰余金を解消するため、その他資本剰余金を 100,000 取り崩した（結果として、その他利益剰余金は零）。その後、X2期において、A資産を売却し、その他利益剰余金が 100,000 増加したため、当該その他利益剰余金を原資とした 100,000 を剰余金の配当に充てた。

---

(106) なお、従前のその他資本剰余金を原資とする配当については、その一部が利益準備金として積み立てられていたという実績があり、現実的に資本性の金額から利益性の金額へのシフトが生じていた（前掲注(99)参照）。

この場合、会社手続上その他剰余金の配当が資本剰余金を原資としていないため、税制上、剰余金の配当のすべてが本来の配当規定の適用を受けて配当所得又は受取配当等となるが、その原資を辿れば資本性の金額が原資となっており、本来、みなし配当規定が適用される資本の払戻しにほかならないと考えられる。

これは、税制上観念された「資本剰余金が含まれないものとされた剰余金の配当」の枠組み・手続の中で配当がされることとなったためのものであり、現に「その他資本剰余金」の減少が治癒されずに、資本性の金額が原資とされながらも、そのすべてが税制上の資本の払戻しとは認識されないこととなる。

まさしく疑問が生ずる原因となるものである。

#### (3) 私法基準による選択可能性

上記(1)及び(2)を前提に、①私法上の利益剰余金から資本剰余金へのシフトが可能な中、具体的な設例(第1章第2節2(1))で用いた混合同時配当80,000の原資の全額が資本剰余金となれば、資本金等に対応する部分の金額が「16,875⇒45,000」と算定され、その差額の額がみなし配当「63,125⇒35,000」となる。逆に、②私法上の資本剰余金からの利益剰余金への事実上のシフトが可能な中、混合同時配当80,000の原資の全額が利益剰余金となれば、そのすべてが本来の配当「63,125⇒80,000」となる。

これは、株式発行法人の処理の如何によっては、80,000のうちみなし配当の額を35,000から80,000までの範囲で自由に選択ができることを示すものである。

#### (4) 恣意性を有する私法基準に依拠することへの疑問

上記(3)のようなことは、算式中の「資本金等の額」や「直前の簿価純資産価額」が税法基準として変化しない中、資本性の金額と利益性の金額との量的色分け可能な「資本剰余金の額」という私法基準に依拠することの矛盾が露呈されたものといえる。

すなわち、現行の配当税制が、プロラタ方式において会社法上の「剰余

金の配当の額」ではなく「減少した資本剰余金の額」（細目化された私法基準）を用いる限りにおいては、発行会社が選択可能性を有するものである。個人株主及び法人株主に対する税制上の取扱いに差異がある中、その差異に着目して恣意的に用いられることが危惧されるものである。これは、税の取扱いにおけるイニシアティブが納税者サイドにあることを意味することにつながるものである。

課税実務上、疑問なしとはしない。

## 第4章 今後の配当課税の在り方に対する一考察

本章においては、配当課税に関する前章までの分析を踏まえ、今後の配当課税の在り方に対する考察を加えて、本来の配当とみなし配当との間に税制上の整合性の担保が採れないかを探ることとしたい。

### 第1節 考察から見出される見直しの視点

前章第4節における疑問を払拭するためには、何らかの見直しが必要になると考えられ、その際には、新たな見直しの視点として、みなし配当について固有に認められているプロラタ方式の本来の適用場面や、配当課税における恣意性排除のための私法基準と税法基準との関係などについて検討すべきものと考ええる。

#### 1 プロラタ方式の本来の適用場面について

##### (1) 一の配当決議と複数の配当決議との関係

第1章第2節2(1)で分析したとおり、一の配当決議に基づく混合同時配当については、その法令適用上の取扱いはその全てがみなし配当規定の適用となる場所であるが、一の配当決議に基づく手法ではなく、配当原資を切り分けた上で、それぞれ正当な配当決議を前後して行うことにより、譲渡損益課税の金額と配当課税の金額とに任意に振り分けることが可能となる問題がある。

これは、従前のプロラタ方式が一の配当金額そのものを「分子」としてきたことに対して、一の配当金額のうちの一部資本金の金額を取り出して「分子」としたことに起因するものであり、その分子自体を複数に区分することを可能ならしめ、株式発行法人側にイニシアティブを与えることに繋がっている。そのイニシアティブの排除のためには、従前の一の配当金額そのものを再び「分子」とすることも検討する必要があると考える。

## (2) プロラタ方式を適用すべき配当

プロラタ方式は一つのことを切断する際に、その構成比により切断面を均一ならしめるものであることから、その適用すべき場面、すなわち、その按分の対象自体が「混合されたもの」であるとの前提があると考えられる。そもそも「混合されたもの」であるからこそ、それを割り切るために必要性に応じてプロラタ方式が用いられることになったと考える。

それを前提にすれば、混合同時配当の切断に当たって、立法時において、資本性の金額と利益性の金額の双方の性質が含まれると認識したと思われる「資本剰余金」に、利益性の金額だけの性質であると認識したと思われる「利益剰余金」も含めてプロラタ方式で律し、分子の額の「資本剰余金」で調整する方法は、プロラタ方式の本来の適用場面としては適さないと考えられる。すなわち、プロラタ方式の本来の対象となる金額はグレーのものであることが前提であるところ、グレーの金額と白の金額の双方を対象としつつグレーの金額で調整するということは切断の仕方によってはその構成比に変化をもたらすことになると考えられる。

このことを鑑みれば、株式発行法人の株主から純粋に「離脱・脱退」するような一部清算型については、未実現の「含み益」も含まれた金額が払戻金として交付されるものであることから、まさしくプロラタ方式が適合する。みんし配当規定のうちこの一部清算型については、既存のプロラタ方式を存置することが適当と考えられる。

一方、このプロラタ方式を採用する「みなし配当規定」が存在するのに対し、その全額を留保利益の配当とする「本来の配当規定」が存在する。この規定の対象とすべき剰余金の配当として、法令上その原資に資本剰余金を含まないものを規定していることからすれば、その原資はすべからず留保利益そのものである必要が生ずると考えられる。会社法に対応した配当課税としての切り分けに関する考え方<sup>(107)</sup>を前面に出すのであれば、至

---

(107) 前掲注(22)の岡村忠生教授の指摘の根源はここにあり、自己株式の取得後の処分に対して、結果として「その他利益剰余金」が原資とされる場合には、その全てが

極当然と思われるのである。

しかしながら、前章第4節でも述べたが、資本剰余金と対峙する「利益剰余金」にも資本金の金額が含まれ得るものであり、「資本剰余金」を含むかどうかの切り分けで「本来の配当規定」を適用することにも疑義が生ずる。剰余金の配当の一般的な切分け場面においてあえて「資本剰余金」に固執する必要はないと考えられる。

## 2 従前のプロラタ方式の適用場面について

### (1) 資本金の金額の払戻しに対する対応

私法上の資本金の金額の変動に関しては、平成13年の税制改正前は、単なる「減資」と資本の減少を伴う「株式の消却<sup>(108)</sup>」という2つの概念を同一の規定(旧所得税法25①一、旧法税法24②一)に規定していたが、平成13年の税制改正後は、その減資と株式の消却の実態に応じて規定が区別され、税制上の狭義の減資は株式の消却の伴わない資本を減少させるものとなった<sup>(109)</sup>。

株式の消却を伴わない場合、すなわち株式数に変動がない場合の会社財産の分配については、(i) 利益の配当という手続によるものは利益部分のみの分配と、(ii) 有償減資という手続によるものは資本部分と利益部分との比例的分配と、それぞれ規律され、後者については一部清算型と同様にプロラタ方式が用いられることとなった(第3章第2節1参照)<sup>(110)</sup>。なお、同じ改正の中で、株式の消却を伴う有償減資についてもそれらと歩調を合わせるがごとくプロラタ方式の適用が法令上明確となった。

---

留保利益の配当そのものとなるのではないかというものである。

(108) 利益又は剰余金をもってする株式の消却は、資産の交付がない場合のみなし配当課税とされ、別の規定で律せられていた(所得税法25②一、法税法24②一)。

(109) 規定上は、株主等が「資本若しくは出資の減少(株式が消却されたものを除く。)」という事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合にのみなし配当が生ずるものとされ、金銭等の交付のないものについては対象外となった(所得税法25①三、法税法24①三)。

(110) 前掲注(76)参照。

その後、会社法の施行により、従前の株式の消却を伴わない有償減資が、(i) 資本金から資本剰余金への振替え手続、及び(ii) その資本剰余金の配当手続という2つの手続とされたことから、従前の利益の配当と有償減資とが剰余金の配当手続という出口で一体化された。これに対応する税制上の規律は、その基本的な考えとして、一括りになった剰余金の配当については、その払戻し原資に着目することとされ、それが資本剰余金によるものか利益剰余金によるものかによって規律することとなったことは前にも述べたとおりである<sup>(111)</sup>。

その際、会社財産が一義的には株主からの払込資本と留保利益から構成されることから、株主に会社財産が払い戻された場合には資本部分と利益部分から比例的になるというプロラタ方式が原則的な課税方式となるというルールが暗黙に存在したものとする。だからこそ、資本剰余金と利益剰余金の両方が原資となる場合には、そのルールに沿って、現にその全体が法人税法第24条第1項第3号に掲げる資本の払戻したる剰余金の配当となり、みなし配当の世界において減少した資本剰余金を分子に減資資本金額が規律されたといえる。

しかしながら、資本剰余金を含まない剰余金の配当、すなわち利益剰余金のみについても全額留保利益部分から構成される配当と認識してしまっただけで良いものであろうか。剰余金の配当としての出口である蛇口が一体化された以上、流れ出す剰余金そのものに対してもすべからずプロラタ方式を適用するというルールに服させるということに統一する考えも検討の余地があったのではないかと考えられる。

## (2) 自己株式のみなし配当課税の創設趣旨面からの検討

本来の配当の概念は、発行会社の株主たる地位に基づくものを前提としており、株主平等原則の下、株主全体に対する一律・按分で比例的な配分を行う配当に対して、一義的に配当税制を適用する必要があると考えられ

---

(111) 前掲注(9)262頁参照。

る。逆に、一部特定の株主が撤退するような場面においては、配当の概念というよりは、まさしく清算型の離脱という概念の方が強く具現化されてくるものではないかと考えられる。

自己株式に対するみなし配当が創設された趣旨の一つに、株式分割と自己株式の取得を繰り返すことにより、発行会社からの実質的な配当所得を譲渡所得に転換する可能性があり、それを防止することも挙げられていた<sup>(112)</sup>。比例的に配分されるはずである配当収入を譲渡収入に転換するという恣意性を排除することにその意義があったといえよう。

しかしながら、その創設趣旨を徹底するのであれば、そのような収入の転換に繋がるような株主全体に対する自己株式の取得に対して「本来の配当規定」を適用し、すべからず配当そのものとして取り扱うことの方が、租税回避行為の防止に資するものと考えられるが、当時の税制改正による対応は、自己株式の取得後の「株式の消却」を前提として、上記(1)で述べたように、株式の消却に伴う有償減資に用いられることとなったプロラタ方式と同様の方式が適用されることとなったと推測される。

したがって、自己株式の取得に用いられるプロラタ方式についても、その適用範囲を再考する余地が十分あり、一部清算型である特定の株主の撤退に限定してプロラタ方式を適用することを検討する必要があると考えられる。

### 3 私法基準と税法基準との関係について

#### (1) 資本性の金額についての概念差異

---

(112) 平成13年6月の商法改正により自己株式取得の規制が緩和されるとともに、株式の単位の自由化の一環として株式分割の規制も緩和された。この緩和された株式分割と自己株式取得とを繰り返し、実質的な配当所得を譲渡所得に転換することが可能となった。また、自己株式の取得と消却とが紐付きの関係にあったことから、株式の消却の場合のみみなし配当課税が困難となった。そこで、市場取引等の一定のものを除き、取得時のみなし配当課税が行われることとされたものである旨の説明がされているものとして、朝長英樹「会社組織再編成に係る税制について[第3回]」租税研究621号33頁～34頁(2001)参照。

これまでも取り上げてきたが、私法上の資本準備金を中心とした資本性の金額の範囲と税法上の資本金等の範囲は異なるものであることが理解できる。払込剰余金等のような共通な項目も存するが、歴史的に歩調を合わせるものではなく、両者の間には必然的に差異が生じているのである。

これらの差異は、会社法や金融商品取引法の私法上の目的と法人税法上の目的がそれぞれ反映しているものである。すなわち、会社法が計算規定を律することの目的は、分配可能額の算定の適正化を通じて現在の株主や将来の株主と現在の債権者や将来の債権者との間の利害調整を図ることにあり、そのために、経営者に対して情報を提供させることにある。金融商品取引法が企業会計を規制する目的は、投資家のための重要な情報提供に関する規制によって、投資家を保護するとともに、市場を通じた資源の効率的配分を可能とすることにある。これら私法上の利害調整や情報提供という要請に対して、税法は、税収確保のための手段として適正公平な課税の実現を図るというものが挙げられる。すなわち、資本金等の額や利益積立金額が種々の所得計算に影響を及ぼすことになるため、その区分を法令上明確にすることを目的とするものであり、この区分は、特に、受取配当益金不算入規定と配当所得課税に影響を及ぼすこととなり、株主発行人が会社財産の払戻しをした場合に、資本性の金額と認識するのか、利益性の金額と認識するかによって、株主側の課税時期及び課税方法が異なることとなる。

このように私法上の資本性の金額と税制上の資本金等の額との間には差異があり、税法上の所得計算に影響を及ぼすことになるが、特に、平成13年度改正前の金銭等の交付がない場合のみなし配当課税や平成13年商法改正後の資本準備金を原資とする配当の取扱いなどが影響として代表的に現れたものとなっている。

## (2) 二重課税排除の観点からの税法基準

株式発行人における配当として税法基準は「課税済の利益積立金額」(なお、利益積立金額は、制度上、法人税が課されたものと法人税が課さ

れなかったものが混在していることから、法人税法というスクリーンを通過したものを指す概念である。)であり、二重課税排除の調整に着目するのであれば、その課税済の部分のみを対象とすべきという考えも生ずる。調整の対象となるべき課税済の利益積立金額がないのにもかかわらず、さらには、本来の配当でもないものを配当として擬制してまで、個人株主や法人株主に対して二重課税排除の調整という恩典を与えることの意義を見出すことは無理があるという考えである。その実質に着目するのであれば、株式発行法人における「課税済の利益積立金額」を対象にすれば二重課税排除の調整趣旨は実現されると考えてもあながち問題はないと考えられる。

これに対しては、株主側の立場から、株価の基礎となった含み益が実現した時点の前後における新旧株主によって、その課税区分が異なるという問題、すなわち、旧株主は「課税済の利益積立金額」がないために譲渡課税、新株主は「課税済の利益積立金額」が生ずるために配当課税、のそれぞれが発生してしまうとの反論もある。

しかしながら、現実的に、含み益が実現すれば、それによって初めて「法人税」が課税され、課税済の利益積立金額が税法上存することとなるものであり、「課税済」というような新たなメルクマールを創出したとしても、理論的な矛盾が生ずるものではないと考えられる。

#### 4 恣意性排除のための統一の方向について

##### (1) 払込資本の払戻しと留保利益のリターン面からの検討

実現主義を原則としている現行所得税法は、資産たる株式を譲渡した時点<sup>(113)</sup>において、その譲渡によって生ずるキャピタル・ゲイン（もちろん

---

(113) 最判昭和43年10月31日訟務月報14巻12号1442頁では、「譲渡所得に対する課税は、……資産の値上りによりその資産の所得者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解すべきであり、売買交換等によりその資産の移転が対価の受入を伴うときは、右増加益は対価のうちに具体化される……対価を伴わない資産の移転においても、その資産につきすでに生じている増加益は、その移転当事の右資産の

のことながら、キャピタル・ロスをも含まれる。)が譲渡損益として認識される。この譲渡所得というカテゴリーは、その資産(ストック)の時価評価の困難性等によるものと考えられており、実現主義の最たるものであると考えられる。一方、資産たる株式を保有していることを前提に、その株式から生ずる果実(フロー)が配当所得として認識される。株式に関連して生ずる所得として、前者は発行会社と株主との関係の断絶に基づくものを意味し、後者は発行会社の株主たる地位に基づくものを意味しているともいえ、結果として、その所得区分の認識の違いにより課税面での重要な差異が存在することになる<sup>(114)</sup>。

企業会計では、資本と利益の区分が重要となり、通常は期間利益の算定を前提とするが、剰余金区分の原則の観点からは、払込資本と留保利益とに分けることを意味する場合がある<sup>(115)</sup>。税法上、私法上の手続如何に関わらず、上記のように株主たる地位に基づいて得るものは、本来、まず、留保利益が存在するのであれば、その留保利益から構成されている配当に該当するものを認識すべきであり、次に、留保利益自体が存在しない場合や、株主たる地位が失われる場合には、払込資本の払戻しを合わせて認識すべきと考えられる。

---

時価に照して具体的に把握できるものである」と判示されている。

- (114) 永長正士『『金融課税一体化』税調金融小委員会報告』租税研究 659号 58頁(2004)では、「譲渡所得と、利子・配当を含めた経常的な所得との間には、ある意味で深く暗い川があるということで、これを飛び越えるのは至難の技です。今まで政府税制調査会では、この間の通算を認めてはいけないというふうに議論されていました」と説明されている。
- (115) 秋葉賢一「新会社法と会計基準の開発」會計 171巻 3号 41頁・48頁(2007)では、「企業会計では、元手にあたる資本を利用して得られた成果である利益が算定される。このため、利益を算定するうえで前提となる資本自体の変動(いわゆる資本取引)を除くという資本と利益の区分が重要となる。すなわち、期間利益の算定においては、期首における払込資本も留保利益も元手(維持すべき資本)にあたることに変わりはなく、それを上回る成果が利益となる」と説明されつつ、「資本と利益の区分には、株主から拠出された払込資本と、その成果である利益が分配されずに再投資されている留保利益とに分けることを意味する場合がある。これは、剰余金区分の原則などとも呼ばれ、従来から重視されてきた」と説明されている。

## (2) 株主たる地位に変動がない場合の考え方

剰余金の配当として株主一律を前提に通常の資本の払戻しにより交付される金銭等の額については、原則として、株主平等の原則に基づき行われることから、通常の資本の払戻しを行っても株主が保有する株式数に異動が生じない。

すなわち、株式発行人の純資産の部の金額のみが減少し、払戻し後の法人財産に対しては払戻し直前の株主がその払戻し前と同じ保有株式の割合（シェア）で「支配」が及んでいることになり、株主間での平等が何ら損なわれるものではないと考えることができる。

会社財産の構成にもよるが、まさしく既存の払込資本に相当するものが確保されている限りにおいては、留保利益そのものが配当として実現したものと観念できるのではないか。

## 第2節 新たな視点に立った配当税制の構築可能性

前節において検討した新たな見直しの視点を踏まえれば、例えば、次のように順序立てた対応策も検討すべきものと考えられる。

### 1 私法基準へ転換する対応策

納税者サービスの一環として、法令の適用等について予測可能性を与えること等を目的に実施されている事前照会に対する文書回答などは、納税者利便の一層の向上及び事務処理の適正化の観点から、その手続の改善等も図られ浸透しつつあると考えられるが、今後、さらに複雑化する個別事例の照会に対する的確な回答の担保は、ますますその難しさを増すことになると考えられる。

そのような状況下、全世界に点在する外国子法人からの利益還流に関してその配当税制として適用範囲の拡大をみせていることは、前章第3節1においても述べたとおりであり、みなし配当の認定方法も含め、今後、その執行

上の適正・公平性の確保の場面において、より困難性を増すことが多くなる。そこで、執行の簡便性をより一層重視する観点から、逆転的発想をもってする立場からは、その配当概念をすべからく私法基準に依拠することも考えられる方策の一つではある。

しかしながら、如何なる基準をもって私法基準であることの証左は難しく、それがため、より一層納税者の恣意性や選択可能性を増大化するものとなり、期待をしようとする課税の公平・適正化の観点からは逆行することにもなりかねず、現実的な対応としては難しさが残る。

## 2 税法基準へ転換する対応策

### (1) プロラタ方式の全面導入による問題解決

私法基準に依拠するという要素を排除するためには、本来の配当規定とみなし配当規定とに区分されている「剰余金の配当」を統合して、剰余金の配当に対してすべからくプロラタ方式（一定期間のプロラタ方式の構成割合を統一する方法）を適用することも理想的とも考えられる。しかしながら、現行の「本来の配当規定」の適用対象とする配当は膨大なものであり、すべからくプロラタ方式を適用することの事務負担等は天文学的なものとならざるを得ず、極めて現実的でない。

### (2) 剰余金の配当原資に関する問題解決策

課税上、「剰余金の配当」の中に資本性の金額と利益性の金額とが混在するものであることを前提として、前節4において検討してきた考え方に従うほか、清算型でない「剰余金の配当」に対しては、「株主たる地位」を有する限りにおいて、先に株式発行会社からの資本の払戻しとしての課税の繰延べを認めることは「実現主義」の観点から問題があり、株式投資に係る果実たる「配当」が優先的に実現したものと認識する必要がある。

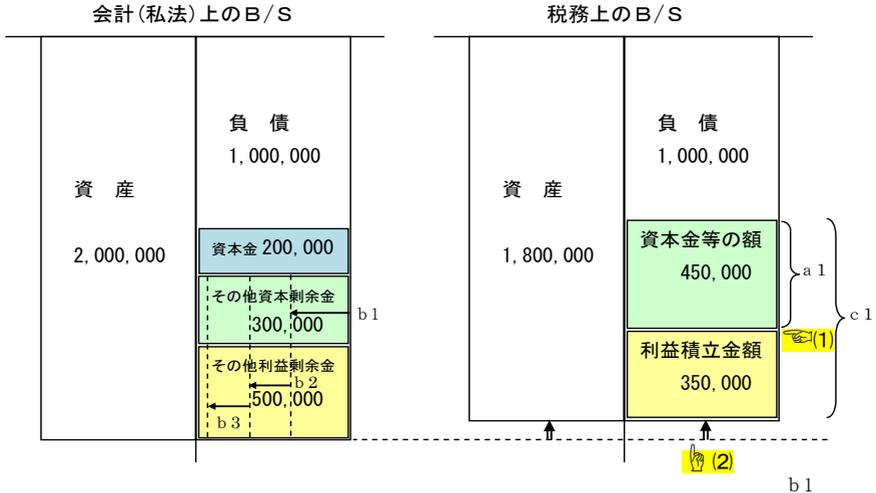
さらには、配当は二重課税の調整措置を講ずる必要のある税法基準の「課税済の利益積立金額」である必要があるとの考えにも十分に傾聴すべきである。

そこで、具体的に、株主平等原則下において、株主構成割合が維持される「剰余金の配当」に対しては、まず、①株式発行人の利益積立金額（税法基準）を限度にしてすべて配当として取り扱い、次に、②利益積立金額（税法基準）が零になった場合は資本金等の額（税法基準）を限度にして資本金等に対応する部分の払戻しとして取り扱い、さらには、③資本等の額（税法基準）が零となった場合は将来の利益の配当の支払とする（この方式の計算例は次頁参照）。

なお、従来の株主構成比が変更される場合は、現行のプロラタ方式による清算型のみなし配当規定は維持する。その際には、剰余金の配当は一括りにして按分計算の「分子」に当てはめることにより、複数配当への対応を図ることができよう。

また、従来のマイナスの利益積立金額に相当する将来の含み益の計上を求める（既存の自己株式のみなし配当課税に関する問題提起で示した考え。）ことは、外国子会社の益金不算入制度が新たに導入されている中、それをも適用対象として視野に入れた導入は現実的には困難であると考えられる。ただし、外国子会社を切り離した導入は国内における課税権の確保の観点からは、ありうべし世界ではある。

(計算例)



【設例】 株式発行人は、会計(私法)上の剰余金(原資は問わない。)を、①まず 300,000 分配し、②次に 200,000 分配し、③さらに 250,000 分配した。

**(1) シェア(株主構成比)が変更される場合**

$$\left[ \begin{array}{l} \text{A 減資資本等金額} = \frac{\text{剰余金減少の直前の資本金等の額(税)}}{\text{直前の簿価純資産価額(税)}} \times \frac{\text{減少した剰余金の額(会)}}{\text{直前の簿価純資産価額(税)}} \end{array} \right]$$

$$\begin{aligned}
 \text{A①} &= \frac{450,000}{800,000} \times \frac{300,000}{800,000} = \underline{168,750} \text{ ……資本等対応 (残 281,250)} \\
 \text{B① 利益積立金額の減少額} &= \frac{300,000}{500,000} - \frac{168,750}{500,000} = \underline{131,250} \text{ ……みなし配当 (残 218,750)} \\
 \text{A②} &= \frac{281,250}{500,000} \times \frac{200,000}{500,000} = \underline{112,500} \text{ ……資本等対応 (残 168,750)} \\
 \text{B② 利益積立金額の減少額} &= \frac{200,000}{500,000} - \frac{112,500}{500,000} = \underline{87,500} \text{ ……みなし配当 (残 131,250)} \\
 \text{A③} &= \frac{168,750}{300,000} \times \frac{250,000}{300,000} = \underline{140,625} \text{ ……資本等対応 (残 28,125)} \\
 \text{B③ 利益積立金額の減少額} &= \frac{250,000}{300,000} - \frac{140,625}{300,000} = \underline{109,375} \text{ ……みなし配当 (残 21,875)}
 \end{aligned}$$

## (2) シェア(株主構成比)が維持される場合

- ① まず、利益積立金額△300,000を認識する。
- ② 次に、利益積立金額△50,000と資本金等の額△150,000を認識する。
- ③ さらに、資本金等の額△250,000を認識する(資本金等の額の残額は50,000)。

※ 上記の設例の場合は税法基準(800,000)内の分配になっているが、税法基準を超える分配の場合はマイナスの利益積立金額を認識する(なお、株式発行人に対して将来の含み益の計上を求めることは現実的には困難)。

## (3) 剰余金の配当以外の分野に関する問題

自己株式の取得<sup>(116)</sup>に関しては、上記のように「株主構成比が維持される場合」と「株主構成比が変更される場合」の概念を導入し、特に、株主構成割合が変わらない親会社の株式譲渡損の計上を先送りするとともに、既存の研究において問題視していたことに対して、何らかの措置を検討する必要がある。

なお、本研究の直接の対象とはなっていないが、既存の研究において問題視した法人株主側に受取配当等の益金不算入規定の適用による恣意的な欠損金額の発生については、それを防止することが肝要であり、少なくとも、受け手側の株主が法人株主であり、かつ、株式発行人に対して一定の支配権等を有するものである場合には、株主構成比が変更される場合であっても、自己株式を通じた課税の繰延べ等に関する恣意性の排除が必要である。したがって、ある一定の取引に対しては、取得価額基準を復活させる等その自己株式の取得に伴う譲渡損に対する対応策も必要である。

---

(116) 既存の研究(拙稿「配当に関する税制の在り方—自己株式のみなし配当に対する取扱いを中心として—」税務大学校論叢 58号 146頁)における全部取得条項付種類株式等の譲渡損益の繰延べについても、「株主構成比が維持される場合」には、一定の条件を付した上で「譲渡」の認識をしない方策を検討する必要がある。

## 結びに代えて

現行の配当税制の対象とする「配当」等の枠組みは、商法改正や会社法施行が大きくゆらぎを見せる中、的確な対応を採ってきた成果を残すものであり、併せて合理的な考え方の下で考察されたものであると考えられるが、本研究で考察したとおり、すべての事象には必ずしも対応しきれるものではないと考える。

このような変遷を辿ってきた中、配当に係る課税の適正化の観点から、変容する制度の下での会社の行動の実態を見つつ、必要に応じて見直しの検討は行わなければならないと考える。今後、会社法及び企業会計とのかかわり合いを念頭に置きつつ、本研究で検討した新たな見直しの視点も参考として、税制上の整合性を保つことを目指した税制の再構築を図っていくことが必要と考える。

なお、将来的には、配当課税とキャピタル・ゲイン課税のバランス確保ということも含めた金融税制全般の改革の中で、所得税及び法人税の制度間の選択の歪みの問題も解決されるべきものと考えられる。